平成25年６月10日第２回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第２日）				
出席議員 （10名）	１番　原田　希	２番　寺崎太彦	３番　橋本重雄	
	４番　碇　勝征	５番　林　眞敏	６番　松田俊和	
	７番　岡　光廣	８番　吉富　隆	９番　中山五雄	
	10番　大川隆城			
欠席議員 （０名）				
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長	武廣勇平	教育長	矢動丸壽之
	会計管理者	原槙義幸	総務課長	池田豪文
	企画課長	北島　徹	税務課長	白濱博己
	住民課長	江頭欣宏	健康福祉課長	岡　義行
	振興課長兼農業委員会事務局長	江崎文男	生涯学習課長	吉田　淳
	教育課長	小野清人	文化課長	原田大介
職務のため出席した事務局職員	議会事務局長	鶴田良弘	議会事務局係長	石橋英次

議事日程　平成25年６月10日　午前９時30分開会（開議）

日程第１　　一般質問（町行政事務全般について）

第２回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議　員　名	質　　問　　事　　項
1	５番　林　　眞敏	１．韓国・ヨジュ郡との交流について ２．米多浮立について ３．中央公園の緑地化について ４．町長の２期目で福祉及び学校教育面については
2	１番　原田　　希	１．２期目の町政運営について ２．環境衛生について ３．社会教育について
3	２番　寺﨑太彦	１．安全対策について ２．情報発信について ３．町づくりについて
4	３番　橋本重雄	１．新町長としての抱負 ２．道路整備について ３．職員採用について ４．資源ごみ回収について ５．すぱーく上峰の維持管理について
5	４番　碇　　勝征	１．武廣町政　目指す行政運営は ２．広報とは ３．道路行政 ４．いじめ・体罰調査 ５．分煙 ６．消費生活相談所 ７．「仮称　将来のあり方検討委員会」 ８．未熟児の対応は ９．福祉タクシー券 10．御陵公園等の対応経過は

午前９時29分　開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１　一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第１．一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、５番林眞敏君よりお願いをいたします。

○５番（林　眞敏君）

皆さんおはようございます。５番林でございます。本日もトップバッターとして質問をしたいと思います。

まず、私の質問事項は大きく４つあります。第１、第２については、町の姿勢を問う問題です。それから、第３項については、将来この町がどうあるべきだという関連と、４項は町長の行政姿勢についてであります。

では、質問事項の１、韓国・ヨジュ郡との交流について、質問要旨としては、町、あるいは行政として主体性を持っているか。２、町民に広く知らしめているか。３、町としての環境整備（語学・文化等）はなされているか。

大きな質問事項の２は、米多浮立について、これも文化の継承ということで過去質問したことがありますが、今回も質問させていただきます。行政として存続の危機意識は持っているか。２、文化財の保護の観点から方向性はどうか。３項目として、補助金のみならず、どのようなかかわりを持つのかということが米多浮立についてであります。

大きな３項目、中央公園の緑地化について、細部、全国的に都市公園の緑地化が進んでいるが、当町ではどうであるかと、それから現状と将来計画について。２、グラウンドに木陰を設けるための植樹をする計画は。３、老若男女の使用しやすい都市公園としての整備をしたらどうかと。これは参考として、中原町にある中原中央公園を参考にしております。

大きな質問の４項目、町長の２期目で福祉及び学校教育面についてはということで、(1)福祉の充実で具体的にはどうするのか。大きな２項目、学校教育・環境についてはどうするのかと。

以上、大項目４点について質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、韓国・ヨジュ郡との交流について、①町として主体性を持っているかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。５番林眞敏議員のお尋ね、質問事項の１、韓国・ヨジュ郡との交流についての要旨１、町としての主体性を持っているかというお尋ねにお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

御承知のように、驪州郡は韓国京畿道の東南部に位置し、３つの山脈で取り囲まれ、驪州平野が南東から北西に流れる南漢江を挟んで広がっています。王様に献上したとされる米や陶磁器が有名な都市でございます。昭和59年度より上峰町剣道愛好者とソウル市内の剣道愛好団体の間で日韓剣道文化交流が始まり、昭和62年度まで実施をされました。その後、しばらく中断していましたが、2002年、サッカーワールドカップ日韓共同開催などをきっかけとして、上峰町剣道連盟とソウル市内の剣道愛好団体との間で再び交流が始まってまいりました。私の就任後になりますが、財政状況等を鑑みながら、議会、行政の交流を一時中断してはいるものの、現在も中学生が毎年交互に招待、訪問をして交流を続けている現状にございます。

お尋ねの点は、主体性を持って行っているかという点であり、積極的であるかと、違う意味だというふうに私は理解しながら答弁させていただきたいと思いますが、まず、主体的にこの国際交流、主体性とは何かということをまず申し上げさせていただきたいと思いますが、主体性は自主性とは違うというふうに思います。どちらも自分の判断で行動することでありますが、違うのは判断の範囲も責任も違うと思います。自主性のほうは、何をすべきかやることは決まっていて、それを実行に移そうという判断を自分でする態度であり、自主的に動けは、言葉をかえると同じやるならやれと言われてからやるのでなく、自分でやろうとして思ってやれということになります。

一方で、主体性のほうは何をするかしないかの判断も含めて、ある状況の中で自分の意思、判断でみずから責任を持って行動する態度だというふうに思います。主体性を持って行動するとは、状況を判断してみずからの責任で最も効果的な行動をとるということです。私が考えるに、自主性との違いは主体性の場合はやるべきことをやるにとどまらず、場合によっては今までやってきたことが効果的でないからやめるという判断もあるということです。さらに、とった行動について自分が責任を追うという要素が含まれると思っています。

相互理解を深めてきて10年以上が過ぎた両都市の交流は、やはり自主性でなく主体性を持って行うことが必要だと思いますし、財政難の中での交流については、町民の皆様でも賛否が分かれるところでもあろうとの認識のもと、町費による行政、議会の交流は中断しながら、中学生の交流を継続してきたことは相互の理解を深めるという交流の意義にも沿った主体性のある行動であったと私は考えてまいりました。今後とも主体的に取り組んでいきたいと思います。

また調べてみますと、戦後の国際的な友好都市の交流は、目的は簡単に言いますと、相互理解のために行うものだというふうにどの友好都市交流もなされているようであります。主

体的に財政状況が改善すれば、今後については議会の御意見も取り入れながら、交流について検討をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

韓国驪州郡の場所というのは、町長一生懸命言われましたけど、これは周知の事実であると思います。よく私も韓国の驪州郡から上峰町に来られることを何回かは体験もし、経験もし、あるいはその場に参加したこともありますけれども、全て韓国側が組み立てていっているような感覚になっております。通訳にしろ、あるいはほかのことにしろ、全て――上峰町側が物事を起こしてほしいというのが私の思っているところです。

ちなみに、驪州郡と国際交流都市を結んでいるのに津南町というのがあります。これは御承知か御承知ないかはわかりませんけれども、新潟県にある人口１万人、ほぼ上峰町と同じ規模の人口の町です。ここではどうしているかということを私は調べておりますが、ここでは民間の活力を国際交流に結びつけるという、このような事業をしております。

ちなみにちょっとピックアップしておりますので、読んでみますと、津南町の国際交流推進事業について、津南町が国際交流を推進するに当たり、友好交流都市である韓国驪州郡等との町民相互の交流を拡大するため、町民等がその趣旨に沿って実施する交流事業に対し助成を行うものです。町はお金払えと言うんじゃなくて、このような事業を町として推進する。行政が主体性を持ってやるというのは私はそういうことであると思います。その中身には、町民団体交流事業、町民募集団体交流事業、招請交流事業、その他と、こういう事業が現実的に組み立てられております。

しかしながら、この町の現状を見たときに、果たしてそのようにいっているのであろうかと。担当する教育委員会、これについては子供たちの交流事業がありますけれども、実際やっているのはそれだけと私は思っております。この津南町も交流事業というのはもちろんやっておりますけれども、そのほかに、このような事業を組み立てて民間にこれを多く広げていくということが、これが国際交流じゃないかと。国際とまでは言いませんけど、隣の国ですから、門戸をたたいてトントンとやればはいと返事をするぐらいのところにあるところです。それを中学校の子供たちだけに門戸が開かれていると。あるいは、最初のころは、京畿道、韓国のソウルの剣道、これとの上峰町の剣道と、これから発端にしてきましたけども、もうそろそろ、何年たちましたか、町民に対してこの事業がどういうことでやっているということを果たして上峰町の町民が知っているかどうかということですね。ここまで広げないといつまでたっても学校の子供たちが行ったり来たりしている。その中だけでの事業であってはいけないのではないかと。国際交流というものを結んでいるからには、町民が主体になる国際交流ではないかと思っております。これについてはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

申しわけございません。林議員の御質問に１の項はしっかり答えられていなかったことをおわび申し上げます。

林議員は、今お話をお聞きするに、国際交流事業がある以上は、この事業は必ず継続しながら、かつ中学生のみならず、議会、行政のみならず、民間にまで拡大すべきだという御意見かと思います。

私は、先ほど主体性の話を申しましたが、これまで申し上げてまいりましたのは、大変厳しい財政状況の中、町民の皆様の御意見で、この国際交流事業は見合わせるべきだという声があったということを受けて、主体的にこちら一時中断するという判断をしてきたわけでございます。

しかるに、今林議員が申されました拡大すべきというところは、まず思っておりません。正直申し上げまして、そういう財政の状況ではないと思っておりますし、しかしながら、財政が徐々に改善するにつれ、これまでの交流事業を復活させることは御意見を頂戴しながら考えていく必要があるということで申し上げたところでございます。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

財政のことを私は言いたくはありません。財政で動くのではなくて、事業をどうするかと。あるいは町が条例とまではいかなくても、民間にこれこれこういう門戸を開けておりますよと、門戸を開けます。皆さんどうぞ韓国の驪州郡との交流について考えてください。あるいは行ってください。情報はどんどん発信しますということを私は言いたかったわけです。お金を使って旅をしなさいということを言いたいわけではありません。もう少しそちらの門戸を開いてやっていただきたいと。国際交流都市と言いながらプツッと切れたら、ナシのつぶてになってしまうと思います。事業として町民にどうするか、町はどうするか、こういう国際交流はどうですかと、行きなさい、お金を出しますという、そういうことを言っておるんじゃないと思います。

それと、この件についてもう一つ言いたいのは、先ほどにも書いておりましたけども、町としての環境整備、これはどうなっているのかと。

先般、中学校の文化発表会ですかね、このときに中学生が、交流事業で韓国に行ったある女の子だったんですが、いろいろ話しているうちに、「もし言葉が通じればもっと楽しかった」ということを言っておりました。これはどういうことでしょう。もちろん韓国語を覚えなさいと、必須科目じゃありませんけども、このような姿勢が町にあるのか。あるいはこの役場の中に少しでも言葉の通じる人がいるでしょうか。教育課のほうには課長がある程度できると思いますけども。

また、先日の韓国からの、驪州郡からのお客様の校長先生だったですかね、片言――まあ片言ということではないですけども、かなりの日本語がしゃべれております。交流というの

はやはり行ったり来たりするのも大切ですけども、意思が通じないと話にならないですね、もちろん身振り素振りではやりますけども、文化、これを承知するにも言葉が通じるということは非常に大切なことであろうと思います。

私たち日本人は、過去の歴史からずっと読んでみると、日本語さえ通じれば世界どこでも通じるという時代もありましたけれども、今はそうではありません。やはり友好都市として結んでいるからには言語も必要なのではないだろうかと、言葉も話せなければいけないんじゃないかと思っております。

もしこれから交流都市として進んでいくのであれば、上峰町の行政の職員もある程度言葉を勉強していく必要性があるのではないでしょうか。以上。

○議長（大川隆城君）

５番議員、答弁は要りませんか。

○５番（林　眞敏君）

答弁してほしいですね、どうするべきかと。

○議長（大川隆城君）

それでは、②番目、③番目の項目も含めたところで執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島　徹君）

おはようございます。先ほどから町長のほうで詳しくお話をされておりますが、重なる点が多々あるかと思いますが、御承知おきお願いしたいと思います。

韓国・ヨジュ郡との交流についての質問要旨の２番、町民に広く知らしめているかという林議員のお尋ねでございますが、先ほど議員もおっしゃいましたように、近年につきましては中学生による相互交流を中心に驪州郡との交流事業というものは送ってまいっております。

この交流事業に関しましては、事業の内容や子供たちの体験感想を「広報かみみね」のほうに掲載し、それによりまして町民の方々に周知をしてまいっております。また、上峰中学校のホームページのほうには、先生方の御努力によりまして、その交流の内容がかなり詳しく掲載をされておりまして、それをごらんいただけば交流の全容がわかるというふうになっております。

先月、驪州郡訪問団ということで21名の方々が、中高生を中心とした方々がおいでになりましたけれども、この交流につきましても「広報かみみね」の７月号、それから町のポータルサイトに掲載をいたしまして、町民の方々に驪州郡との交流を知っていただき、事業への理解というものが広がればというふうに期待をいたしておるところでございます。

以上が２番でございます。

続きまして、３番のほうでございますが、町としての環境整備（語学・文化等）はなされているかというお尋ねでございます。

この点に関しましては、議員から指摘もあっておりますけれども、この驪州郡との交流に

係る環境整備が十分であるかといえば、十分であるということは言いがたい現状にあるように私個人としては感じております。

その理由といたしまして、先ほど町長のほうも答弁されておりますけれども、近年、どうしてもいろんな事業を、１つの事業でございますので、何かをやるということになりますと費用がかかるわけでございまして、そういったことを考える上で財政健全化を何より優先してきたという町の事情というものが影響しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○５番（林　眞敏君）

第１項目の最後になります。財政健全化、これと国際交流事業、これらの関連について最後に聞きたいと思います。

財政が逐次健全化に持っていければ、この事業も逐次再開する。町としてもこれを大切に扱っていくかどうかということについてお願いをします。これは返答だけで結構です。

○町長（武廣勇平君）

財政健全化が図れるにつれ、この驪州郡の交流を再開すると申し上げてまいりましたし、そういう旨で平成25年度当初予算委員会におきましても、韓国驪州郡との国際交流については国際交流推進委員会と十分協議の上、今後のあり方を検討することとの御指摘を議員様からいただき、予算特別委員会では議会との意見交換会を行い、その後、関係機関との協議を行っていくというふうに報告したわけでございます。

今後につきましては、そのように健全化が見られるにつれ、柔軟に対応できるように努力していきたいというふうに思っております。

ちなみに、５月29日に韓国驪州郡青少年訪問団が来庁されまして、歓迎夕食会をおたっしゃ館にて開催したわけですけれども、５月30日には驪州君の副郡守が来庁され、議員御承知のとおりでございます。118年ぶりに驪州郡が市に昇格するということを受けて、９月23日に驪州市と新しく上峰町と友好協定を結び直し、協定書を交わすことも含めた驪州郡昇格のセレモニーが予定されているということでございまして、これは行政、町初め議会皆さん全てに御案内をされたところでございます。これは友好都市として交流の中断はありましたけれども、118年ぶりの行事ということでもございますので、積極的に考えなければいけないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

米多浮立について、まず最初に、行政として存続の危機意識は持っているかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

５番林議員の御質問でございます２番目の米多浮立について、行政としての存続の危機意識は持っているかというお尋ねに対し、私からお答えを申し上げます。

御承知のとおり、米多浮立は米多浮立保存会の役員の皆様を中心に、大字前牟田地区の皆様によって保存、継承活動が行われております。しかしながら、行政としても米多浮立に限らず、伝統文化・芸能の保存、継承活動は年々厳しさを増しているとの認識を持っているところでございます。存続の危機という表現ではございますが、そうした継承活動は厳しさを増しているというふうな認識を持っております。伝統文化・芸能の保存、継承活動が厳しさを増している要因を細かく見ていきますと、まず浮立の担い手、後継者の減少ということが挙げられるかと思います。もともと米多浮立は、前牟田地区の農家の皆様が稲刈りを終えられ、五穀豊穣の感謝を込めて老松神社の秋祭りに奉納されてきた伝統芸能で、非農家の方は参加できなかったということを聞いております。浮立を今日まで支えてきた地域の農家の経営形態が専業農家から兼業農家へと変化し、加えて地域人口の減少、少子・高齢化など地域を取り巻く社会情勢の変化が大きな要因ではないかというふうに考えております。

また、浮立の経費の面についても、１回の奉納に年間で1,000千円から1,100千円の経費を要しております。これに対し、保存会の収入は、平成23年度の実績で地元負担金が274千円、寄附金等の諸収入が346千円、前年度の繰越金が446千円、町補助金等が220千円、合計で1,259千円で賄われています。ところが、近年、上記の収入項目のうち、最も額が大きい前年度繰越金の金額が、平成21年度は533千円、平成23年度は446千円、本年度は290千円と、１回の奉納ごとに減少しており、本年度末の決算見込みでは収支の残額が40千円程度になる見込みがなされており、保存会では平成27年度の奉納に際しての経費不足を懸念されております。加えて、浮立の奉納場所である老松神社、若宮神社の建物についても、いずれも明治時代に建設されたもので、経年の老朽化により建物の維持が難しく、仮に台風等により建物が被災した場合、浮立の奉納自体が危ぶまれるおそれもあり、前牟田地区では昨年度から両神社の建物の一部改修、全面改築を視野に入れた建設計画を検討、策定されているところでございます。

このように、米多浮立は資金の面、また環境の面においても厳しい状況にあると認識をしております。

以上でございます。

○５番（林　眞敏君）

資金、環境の面についてはもう一度後ほど質問をいたしますけども、日本人はやはり、米多浮立を祭りと言い切ってしまってはちょっと問題あるかもわかりませんけれども、まちづくりは祭りからと。日本人の感覚ですね、まちづくりは祭りから、祭りを盛り上げていけば町が盛り上がってくるよというのが過去、大体どこの町でも同じですね。この町では唯一この伝統文化というものが、この米多浮立、これが１つ、もちろんありますけども、これが盛

り上がることは町が盛り上がるということだと思います。いろいろ経費面、あるいは人材面等も確かに厳しくなっているのは事実承知をしております。これは恐らく、経費的にはこれから少しは困窮するかもわかりませんけども、人材面からはますます窮地に追い込まれてくる。地域の文化はだんだんと廃れていくというのが私は危機感を持っていると思います。地域が危機感を持っているということは、当然行政も同じように危機感を持ってもらわなければ、やはり存続の危機というものはだんだんと深まっていくのではないかと。やはりまちづくりは祭りからというものをもう少し町として盛り上げていくと。地域の伝統文化のみならず、地域では恐らくかなり苦しくなってきていると思います。補助金をお願いとかいろいろなこともありますけども、町としてどのようにこれを支えていって、町の大事な財産にしていこうかという観点から、もうちょっと深いところをお聞きしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

ただいま林議員から再度のお尋ねでございますが、町としてどのような対応をということでのお尋ねであったと思います。

今先ほど申し上げましたように、この米多浮立の保存につきましては、資金の面、また環境の面においても厳しい状況にあるというふうな認識を持っているところでございます。また、その環境の面ということで申し上げると、もともとの米多浮立の始まりが申し上げましたように、農家の皆様方が稲刈りを終え、五穀豊穣の感謝の意を込めたということから始まり、前牟田地区限定的なお祭りだということでの経緯を見ているわけでございますので、この前牟田地区以外の地域の方々がかかわれる形にはなっておりません。これは、この保存会のほうから主体的にそういう町全体の行事としての呼びかけがあれば、教育委員会が考えられ、私どもも町のイベントとして判断することであろうと思いますが、今現在、小学生で前牟田地区以外の子供もいらっしゃいますけれども、この米多浮立に参加したいという子もいらっしゃるそうです。しかしながら、そういう子供が活躍することができない行事になっているというふうに思っております。

これは教育委員会と保存会の間でしっかりと調整をされた上で申し上げるべきかもしれませんが、私自身は、そういう米多浮立自体を全町的なイベント、行事にできないかと申し上げたところもございましたが、当時はそれについてはやはり地区外の方々がかかわる行事にするというのはやはり保存の意味から、伝統ある文化芸能の保存という立場から御理解を全ての人にいただけたわけではなかったということをお伝えさせていただければと思います。

以上です。（「２項と関連しますので、２項でもう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

それでは、第２番目の文化財の保護の観点から方向性はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

おはようございます。それでは、林議員の米多浮立についての御質問の第２項目、文化財保護の観点から方向性はどうかという御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、文化財保護の立場から申し上げますと、一言で言いますと町を代表する民俗芸能であります米多浮立でございます。是が非でも保存、継承をしていかなくてはならない文化財であると考えております。また、保存会の活動に対する町の補助の一層の充実という方法が考えられるわけですが、残念ながら現実的には町の補助金にも限度がある今日の状況の中で、米多浮立を今後どのように保存、継承していくかが大きな課題であると考えております。

町の運営につきましても、現在第４次総合計画を策定されて町の運営がされておりますが、米多浮立についても、こういった形で専門のコンサルタント業者などにこれからの活動の体制、それから経費の問題、人的問題、環境の問題等々を取りまとめて、そういったコンサル業務を依頼して、保存、継承活動の振興策に結びつけていかなくてはならないんじゃないかということを現在考えているところでございます。

地元と保存会と町がどのような取り組みを行っていくべきかといったことを10年なり20年なりの期間を見越した中で、総合的な計画を策定して、その計画に基づいて保護、振興を図っていくことが必要だと考えております。

このような取り組みをしていくことで、逆に地域の浮揚につなげていく方策もその中で考えながら、大字前牟田地区というのが浮立を通して子供と大人がコミュニケーションがとれる魅力ある地域だということをアピールしていくことも必要かと思っております。

そういったことを考えて、現在、大字坊所地区に転入人口のほとんどが集中している状態ですが、こういったことをＰＲしていくことで、その人口の流れを少しでも前牟田地区に向けていって、また前牟田に新しく入ってこられた町民の方と、それからもともとの前牟田地区の方々との交流も図っていきながら、活性化、振興を図っていくべきじゃないかと思っております。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

米多浮立につきましては、先般の12月の中学校模擬議会でも子供たちから危惧の認識を持っておられたということでも、執行部の方も中学校模擬議会で十分聞かれておると思います。

また、前牟田地区には人口も増加するように見えますし、この問題についてはやはり何らかの形で、今原田文化課長が非常にいいことを言って私は感心をしました。やはりコンサルタントというのが途中に入ることによって、専門の認識、これからのあり方というのを検討していただけると思います。

ちょっと余談になりますけれども、佐賀県には浮立というのはたくさんあります。これはチラッと、小さくて申しわけないんですけれども、浮立の里展示館の入場券ですけれども、

（資料を示す）これは御存じある方とない方がいらっしゃると思いますけども、佐賀県の浮立を展示している浮立の里展示館、これは富士町にありますけども、ここに行けば、当然上峰の天衝舞の、これも十分に飾ってあるわけですね。そして、そこでは上峰にも大きな浮立がありますよ、特に上峰の浮立は富士町の浮立と同じタイプみたいですけれども、こうしてよその町が上峰のことを大々的に展示館の中で展示していただいているという認識を、この我々町民が持たずによその人が持つ。いや、これは米多の行事です。米多だけに任していいよというものとはもう既に違う状態にあると思います。

佐賀県各地の浮立がそれぞれ展示してある。当然上峰の浮立も１つの大きなスペースを持って展示してあるわけですね。こういうのを我々自身が認識をしないと、どうしても財政、お金の問題ということについてだんだんと継承者の問題、だんだんだんだんと小さくなっていくということではいけないと思います。鹿島には面浮立がありますね、鳥栖にも鉦浮立、これも最初は１つの地域の祭り事だったと思います。しかし、これは行政がやはり大切にしなきゃいけないよという下支えがあって、今の鹿島浮立なり鳥栖の鉦浮立、あるいはそれぞれの地域にある浮立も広まっていったのではないかと。鹿島浮立なんかもう既に全国的な広がりを見せておりますね。この考え方がないと米多浮立はやはりだんだんと後継者問題、いろいろな問題等で、だんだん２年に１回、あるいは――こんなこと言ってはいけませんけども、３年に１回になるかもわからん、４年に１回になるかもわからん、こういうことになっては、町として何をしていたんだということになると思います。やはり地元だけに任さずに、町はお金だけじゃなくて、そういうよその町でも上峰のものをちゃんと大切に扱ってくれるという認識で、この問題にはかかわっていただきたいと思います。

以上、２項については以上であります。

○議長（大川隆城君）

次に、３番目の項目、補助金のみならずどのようなかかわりを持つのかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、３項目の補助金のみならずどのようなかかわりを持つのかという御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの２項目の質問の際にも触れたことに、また重複する点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

補助事業以外での保存会と、地元の保存、継承活動に関する町の支援の取り組みにつきましては、米多浮立についての情報発信、それから、先ほど議員さんも申されましたけども、ＰＲ活動をこれまで以上に推し進めていく必要があろうかと考えております。

前回の奉納の際にも林議員さんのほうから御提案がありましたけども、記念品として缶バッジをつくったらどうかというような御提案でした。今回は町でぜひ作成させていただきた

いということで、参加者、それから関係者、来賓の方々へ配付したいと考えまして、今回の６月の補正予算にその予算を計上させていただいているところでございます。

それから、ポスターにつきましても、前回は手づくりでインクジェットプリンターでつくったやつだったんですが、今回はその印刷経費も計上させていただいておりまして、できましたら、ちゃんと印刷したものをなるべく早い時間に周辺、鳥栖、佐賀から東ぐらいの地域にはお配りをしてＰＲをしていきたいと思っております。

それから、町のホームページのほうにも当然そういったお知らせをするなり、カミング！上峰を通じてまた放送にのせてもらうとか、それからインターネット上でイベントの情報を配信するサイトがございます。例えば、ヤフーで上峰町で登録していますと、上峰町近辺のイベントということで、ヤフーの一番下のあたりに何月何日米多浮立奉納とかいう記事が掲載できるようなサイトがありますので、そういったものも利用しながら、前回以上のＰＲをとにかく行っていきたいと今考えているところでございます。

○５番（林　眞敏君）

私は、佐賀県外から佐賀県のほうに入りました。やはり地域の方はどうしても地域の中というものはなかなか見えないところがあると思います。日本のことについては外国人のほうが、日本というのはこんなものかというのをよくわかる。当の日本人は中におればなかなかわからないということもあると思います。私は山口のほうからこちらに転入して、もう何年ですか、20年近くなりますけれども、やはりよそに行ったらよその、あっ、ここはこうなんだ、ここはこうなんだというのが違った目線で見ることができると。確かに、町に住めばどうしてもその町の中のカラーというのはよくわかりません。いいところもたくさんある。あるいは逆の場合もあるということで、この問題についてはしっかりとこれからも取り組んでいただきたい。

補助金というのは、言い方はちょっと悪いかもわからないですけれども、どうしても衰退するのを助けてあげましょうというふうなどうもそういう感覚になりますけれども、そうでなくて、今原田文化課長が言いましたように、積極的に前に出て、この町は米多浮立だと、鹿島浮立ほどのものに将来していきたいということをしっかりしていただきたい。この町から米多浮立がなくなると町から祭りがなくなるのと同じことだと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、次お願いいたします。

○議長（大川隆城君）

では、次に進みます。中央公園の緑地化について、まず最初に、全国的に都市公園の緑地化が進んでいるが、当町ではどうかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（吉田　淳君）

おはようございます。５番林議員の３、中央公園の緑地化について、１項目の全国的に都

市公園の緑地化が進んでいるが、当町ではどうであるかの御質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、中央公園の樹木による緑地化の現状について御報告をいたします。

中央公園は、平成14年に開設し、ことしで10年目を迎えました。その間に整備された桜や泰山木が公園内に育ってきております。さらに、成人式の記念樹が過去５年分育っています。ここ２カ年については、緑の基金を活用して成人式の記念植樹を行いました。

次に、将来計画といたしましては、今後も緑の基金を活用して中央公園の緑地化を進めていくように計画をしているところでございます。

以上、説明にかえさせていただきます。

○５番（林　眞敏君）

都市公園、中央公園は、先般、企画課長のほうから都市公園であるということを伺いました。都市公園は、もちろんこの上峰町の都市公園である中央公園は併合している公園ということで、グラウンド面と、それから子供たちの遊具等もある。あるいはその周りをウオーキング等ができる地域と、それぞれなっておりますけれども、特に、この公園ができたゆえんまではよくわかりませんけれども、今は都市公園というところは緑地化が非常に進んでいると、どこの都市公園を見ても進んでいると。上峰町の都市公園である中央公園、これは目的にはスポーツ用のグラウンドという面もありますけれども、今はスポーツグラウンドにおいても憩いのできるようなスペースを持っているということで聞いておるし、またいろいろな情報発信等を見てもそのようになっていると。野球場なのかサッカー場なのか、あるいはグラウンドゴルフをやる施設なのかという多目的な面があります。野球だけで青少年だけが使う、あるいはサッカーだけで青少年だけが使うというのであれば、木陰等も余り必要でないかもわかりません。しかし、今や老若男女それぞれが使う公園であります。暑いときにはちょっと木陰になるというのもありますけども、これについて将来、今課長のおっしゃられた緑の基金等を利用してやるということでありますけれども、これをさらに拡大する必要があると私は思いますけれども、記念植樹等も今卒業式、あるいはその他でやっておりますけれども、どういう計画で植えておられるのかよくわかりませんけども、例えば、10年、20年先を見て、グラウンドに隣接する地域に、ちょっと木陰というような地域に、ことしはここ、順番をつけて、毎年卒業生には中央公園に木を植えるんだということでやっていけば、10年、20年後は木が――繁茂すると言ったらおかしいですけど、繁茂するような公園に成りかわるんじゃないかと思います。

私も義務で、余り下手くそでできないんですけど、グラウンドゴルフをしなければいけないときやっておりますけども、暑いときは日陰もないと。どうしても木があればいいななんて思うときもありますので、このあたりについては10年、20年あたりの計画でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（吉田　淳君）

議員御提案本当にありがとうございます。２項目めのグラウンドに木陰を設けるための植樹をする計画はということにつながっていこうかと思います。

現在、正直申しまして、グラウンドのほうには木陰を設けるための植樹ということは計画を持っておりませんでした。議員おっしゃるように、我々野球、それからソフトボール、そちらがグラウンドでということで、現在、グラウンドを利用される方や応援していただく方については、屋根のあるベンチや芝生の応援席を利用していただいているところでした。また、グラウンドゴルフのコースやちびっこ広場には、木陰やあずまやが整備されています。

今回、成人式の植樹につきましては、駐車場周辺に行っておりました。例年、中学生３クラスおりまして、大きな木を３本ずつ毎年植樹をしておったところです。

今回、この御提案をもとに、多くの方に集い楽しんでいただけるようグラウンドの周辺にも植樹をするということを計画に入れて協議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

よろしくお願いをします。参考とすれば、一番近い中原に中原町の中央公園がありますけど、ここはサッカーがメーンになるところと、野球がメーンになる大きな２面持っておりますけれども、あそこはサッカーを、子供たち、あるいはグラウンドゴルフもやっておりますけども、非常に木陰が多いですね。すばらしい公園だということをおっしゃっております。基山から来られた、私と同窓生ですかね、このあたりも、「うわっ、ここはすごい、こんないい公園があるのか」と感心しておりました。見習うべきは見習って、いいところは吸収して、この町の運動公園、これもそのような姿にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。

○議長（大川隆城君）

次に進めてよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、第４番目の項目であります町長の２期目で福祉及び学校教育面についてはという質問の中で、まず第１に、福祉の充実で具体的にはどうするのかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

５番林議員のお尋ねでございますが、２期目で福祉及び学校教育面についてはの項目１、福祉の充実で具体的にはどうするのかという問いにお答えをさせていただきます。

まず、今後本町をどのような特色のある町にすべきかを尋ねた住民アンケート調査がある中に、家庭・住環境のまちの次に健康・福祉のまちということで、39.1％で第２位に入るほど、快適・安全・安心な住環境の整備の次に来る保健・医療・福祉の充実に町民の皆様の関

心は集まっているという中で、福祉の充実、具体的にはどうするのかとのお尋ねでありますが、福祉と言いましても、保健、医療、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援、地域福祉、社会保障と範囲は広いわけでございますので、お尋ねの高齢者福祉に関することかなと思うところでもあり、お話をさせていただきたいと思います。

議員御承知のように、高齢者福祉は中核組織として、この社会福祉協議会を中心として展開しているところがございます。高齢者保健福祉サービスの充実という意味では、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、通学福祉バスのらんかいの運行、災害時要援護者避難支援、大型商業施設買い物弱者支援など、福祉サービスが既存のものがございますが、これにしっかりと磨きをかけていくということ。また、これまでのこういう福祉の事業についての周知が徹底されていなかったところもあるのではないかということで、各地域に出向きながら、この福祉事業について御案内を差し上げ、また、町民の皆様方の御意見を頂戴しながら福祉事業を組み立てていくことにしております。具体的には、この４月からは買い物弱者支援も月曜から金曜日、祝祭日以外は毎日注文を受け付けることができる事業になっておりますし、その日のうちに届けるよう事業を組みかえております。料金についても無料で行うということで、こうした事業は多々ございますけれども、その全体を申し上げるには33項目、総合計画で見ますと33項目にわたるわけでございます。全てを申し上げるわけにはいかないと思いますが、そうした今既存の事業をパワーアップさせていくということが１つ挙げられると思います。

また、今回選挙期間中に、期間中と言っても１日しかございませんでしたが、まちづくりメニューというものを私は資料をつくっております。その事業に掲げさせていただいているものも、まちづくりプラン、いわゆる第４次総合計画と矛盾のないものをつくりながら、また、矛盾とまでは言わなくても、総合計画で全く触れられていない新たな事業は公約にうたっておりません。住民アンケート調査や出前町長室、審議会委員の意見を経た住民目線の計画に既にこのまちづくりプランはなっているというふうに思っておりますので、その公約を見ますと、福祉というところで考えますに、前立腺がん検診を加えるということを申し上げています。また、議会と議論をこれまでしてまいりました子供の医療費助成を継続し、新たに助成対象範囲の拡大を申し上げております。また、子育て支援センターの検討を言っております。加えて配食サービス、緊急通報ブザーの貸与、通学福祉バスやおたっしゃ便等のパワーアップを申し上げているところであります。

以上が福祉の分野における今回の私の選挙時の公約ということになろうかと思いますので、御紹介させていただきました。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

ちょっと質問になりますけれども、町長は２月のときに平成25年度の施政方針を示されま

した。中身を吟味したわけなんですけども、これについて大きな点として、次の首長に予算面ということをお願いすると言ったらおかしいですけど、次の首長のときにいろいろな面についてもやるということを言っておられます。

新しく２期目に入ったわけなんですけども、２期目に入ってからの施政方針というのは出されたのか。あるいは出されなかったのか。あるいはそのまま２月の議会のときの施政方針がそのまま２期目も通じるのかどうかということについて、少し質問させていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

林議員のお尋ねでございます。３月の施政方針に今回の新首長の予算として新たな項目が入っていないということを受け、どのように公約と施政方針の関係を考えるのかということですかね。

私は、年度当初の骨格予算をつくりました新年度予算では、新首長が方向性を出すべしということで、新規の事業をなるべく控える予算になっていたと思います。追いだき予算と呼んでおりましたように、これまで継続的に行ってきたもの、また、議会との議論で方向性が確実に出ているものについては予算化を行ってまいりました。

今回、私は先ほど申しましたように、財政健全化を十分に、さらに意識する必要があるという私自身の判断のもと、総合計画にない事業についてはなるべく控えながら、しっかり役所と住民の皆様方等の意見を組み込んだ、ビルトインしてきたこの総合計画に基づいて、これを指針として町政運営を行う必要があるというふうに考えたところでございます。

新首長ということで申し上げましたのは、新首長さんが仮にこの計画を超える提案があった場合においても、総合計画に新首長の公約意思が伝わるような、発揮できるような環境をつくるために、これまで総合計画に見直し期間をしっかり置いて、選挙後にその財政計画に意見を盛り込む余地を残していきたいとの考えで、この総合計画はつくってまいりました。

よって、私自身は、今回は総合計画の範囲内で事業を公約として掲げさせていただいておりますが、これは同時に議会との議論を重視するということでもあると理解していただきたいと思います。つまりは、総合計画はどうしても総花的な表現を、これを意識して総花的な表現をさせていただいています。という理由は、議会との議論にも耐えられる表現を記載すべきだということで、一つ一つ意識して総花的な表記をさせていただいているところです。マニフェストで数値、期限を明確にして、首長の独善的なトップダウンでまちづくりを進めるというよりも、議会の皆様方の御意見を弾力的に、柔軟に対応しながら、この事業の執行ができる。そういうチームワークといいますか、議会と行政、両輪、また役所も含めて住民の皆様が一体となるまちづくりを展開したいという思いから、そういう形をとってきているところでございます。

以上でございます。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんけど。

○５番（林　眞敏君）

総合計画重視ということでわかりました。ただ、疑問に思ったのは、通常、変わって新しくなれば、そのときに、あるいは近いうちに施政方針というものは一般的にはされますね。新しい首長、あるいはほかのところでもどこでも新しくなれば、そこで施政方針というのが示されるわけですけども、今回町長は、それは特にこの総合計画でもってということになると、示されなかったということ、これで理解していいですか。

○町長（武廣勇平君）

質問にお答えを申し上げます。

施政方針は、３月にその施策の方向性についての私の所見というものは申し上げています。各種の事業計画自体が、その際には御紹介されていなかったということであろうと思います。

今回は、今この記載にございますように行政報告ということで申し上げさせていただいております。私の首長公約というものは総合計画の範囲内でありますので、その部分を各事業項目ごとに申し上げていないだけでございまして、施政の方向、方針というものは３月に申し上げさせていただいております。

○議長（大川隆城君）

次に、学校教育・環境についてはどうするのかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

これもまちづくりプランについての話だと理解をさせていただき、お話をさせていただきたいと思いますが、学校教育の環境についてとのお尋ねでございます。

平成23年にとりましたどのような特色のあるまちづくりをすべきかを尋ねた項目を先ほど紹介いたしましたけども、快適・住環境のまち、健康・福祉のまちの次に子育て・教育のまちと続いており、なお、これを年齢別で見たところ、10代、20代と30代では、子育て・教育のまちが第１位となっていますように、比較的若い世代では子育て環境、教育環境の充実を望む声が強くなっております。

学校教育・環境についてはどうするのかとのお尋ねにお答えしたいと思いますが、これはまず生きる力を育む教育活動の推進、教職員の資質の向上、また学校施設・設備の充実、開かれた信頼される学校づくりという項目のもと、保・幼・小の連携強化に努めるということ。また、チームティーチングなどのきめ細かな指導推進を行いながら、指導方法、教育内容の工夫、改善を図るということ。また、ＩＣＴ利活用を拡充していくということ。また、武道授業、米多浮総合学習を推進しながら、ＵＤ教育、社会変化に対応した教育の充実を図るということ。また、ボランティア活動や自然体験を重視した道徳教育の充実を行うということ。また、スクールカウンセラーの活用等により教育相談体制の活性化を図るということ。加えて、給食体制の充実と表現しておりますが、健康教育・性教育の充実、学校体育・部活動の

充実を図るということ。また、支援を必要とする児童・生徒、個々の状況に応じた適切な教育支援を受けられるよう、介助員の増員を初め、特別支援教育の充実を図るということ。食育推進委員会を定例化し、地産地消率を高めるということ。食育計画の推進を図るということ等々ございます。

教職員の資質の向上という面で言いますと、研修や研究活動の充実を促進し、使命感にあふれ実践的な技術指導力を持つ教職員の育成に努めるということ。学校施設・整備の整備充実の項目では、老朽化への対応を行うということ。安全管理を充実するということ。バリアフリー化等を見据え、小・中学校校舎の改修、エネルギーの利用など、学校施設の設備充実を計画的に推進するとともに、校庭の芝生化について検討するという表記になっております。ＩＣＴ利活用教育のため、パソコン等の情報機器の充実、学校図書館の蔵書の充実、教育内容の充実にあわせ、設備の教材・教具の整備充実を図るということを書いてございます。

開かれた信頼される学校づくりでは、学校評価の実施、講評等により開かれた信頼される学校づくりを進めるということをもって、学校教育・環境についての考え方というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

私は、この教育環境という面については、町長が今開かれたこれをそのまま棒読みされたということで、私は棒読みを求めているわけではありません。これは私も重々持っておりますので承知しております。私は、この町の子供たちが果たしてどのぐらいのレベルにあるのであろうかと。周辺の町、市、あるいは県内等において、この町の教育環境はどうなんだろうかということを危惧しているわけです。

先般も質問しましたけれども、学校の環境、交通あるいは地域とのかかわり、正門の前の狭い１メートルしかない歩道、このあたりについて、町長は２期目としてどうするのか。また、環境の中では、この中にも当然ＩＣＴというのは入っておりますけれども、どこですかね、嬉野ですか、武雄ですかね、電子黒板の充実あたりも非常に学校教育を重視しているがゆえに、そこに重視施策として子供たちの教育能力を上げようと、学力を上げようという、非常にこの努力ですね、これはもう首長がそのような考え方でばんとするから、当然学校教育に重視した施策を持ってくるということではないかと思います。

福祉の先ほどの第１問の質問であります福祉の充実、高齢者福祉、あるいは子育て支援、これも非常に大切なことであると思いますけど、それ以上に教育を、質的向上というのが私はもっと大切じゃないかと思っています。将来を担うのは子供たち、高齢者を悪く言うわけじゃありませんよ、高齢者は非常に福祉をしなければいけないけれども、それ以上にこの町をつくっていく若い芽を育てる。ここに重要な施策を持ってくるべきではないかなと私は思っておりますので、このあたりは学校の教育環境という言葉で簡単に書いておりますけども、

子供たちの教育環境はどうあるべきか、どうすべきかということについて質問をしたいと思います。町長か、あるいは教育長、どちらでも結構ですのでお願いをします。

○町長（武廣勇平君）

林議員にお答えします。

総合計画は、以前の法令で定められた総合計画と大きく変わり、どのような位置づけにするか自治体で定めてよいことになっていまして、このまちづくりプラン、上峰町まちづくりプランは１つの指針として掲げさせていただき、先ほど申しましたように抽象的な表記にはなりますが、こうした議会からの一つ一つの御提案に耐え得るためには、そうした表記にならざるを得ません。

林議員に先ほど御紹介した教育環境の充実ということで申し上げた各項目につきましても、それを一つ一つ連想されれば、今現在予算化が進んでいるものは多々あると思います。例えば、ＩＣＴ環境の充実にしても、校舎の改修にしても、通学路の改修にしてもあると思いますが、今、林議員が申されました、恐らく坊所地区の小学校西側の歩道の拡幅のことを先日私にこの改修を何とかという話でお話しいただいたわけでございますが、基本的には議会からの御意見の中でも請願事項をなるべく優先するということで取り扱ってこれまでも来ましたし、これからもそのような形で予算づけは行っていきたいというふうに思っておりますので、ぜひそうした問題意識をお持ちの箇所については、議会の権能を使いながら御提言いただければというふうに思っております。

今御質問は、子供たちの教育の質的向上につきましても、教育環境の充実を図るということを方向性として述べる中で、議会との議論を通じて行っていきたいという思いがございます。もちろん財政状況はございますが、私としてはＩＣＴ機器をもっと充実させていきたい。また、今指導主事も不足しているということで、その連携が教育委員会と学校の連携がさらによくなりますように、その環境も整備していきたいと思っておりますし、そうしたことを通じて子供の環境によいプラスの面が、影響があるだろうというふうに現在考えているところでございます。また、加えていろんな御提案、御提言をいただく中で、放課後児童クラブにもっと学習面を強化したらいいんじゃないかというお声だとか、もっと官民連携を意識しながら各施設を活用して子供に学習の場をつくることがいいんじゃないかとか、私自身が所属しております首長の連携、ささつな自治体協議会というところございますが、そうしたところでは無償で大学生が子供たちにオンラインネット授業を写しながら学習の機会を提供するということもございます。

こうしたいろんな提案、いろんなアイデアというものは世の中にございますが、今現在本町でできる体制というものをしっかり構築してから議会との議論を経て申し上げるべきだと思っている以上、こういう御答弁になり申しわけございませんが、先ほどの答弁になります。

以上です。

○５番（林　眞敏君）

子供たちの将来性を伸ばすのは、１つは、やはりそれを指導する立場の人、もう１つは、子供たちがみずから興味を持って入っていくという、この２つが大切なものであろうと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あとは、余り私が話すと同僚議員がたくさん構えておりますので、この問題につきましては後に譲るとして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で５番林議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時５分まで休憩いたします。休憩。

午前10時51分　休憩

午前11時４分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○１番（原田　希君）

皆さんこんにちは。１番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく３点質問をさせていただきますが、今議会、武廣町長におかれましては、２期目最初の定例会でございます。まずは、武廣町長、２期目の御就任おめでとうございます。

１期４年間の町長としての実績が評価をされて、２期目を迎えられたというふうに思っております。今後４年間は、これまで以上に町の発展のため、若い力を十分に発揮していただきたいというふうに思っております。

そういったことで、大きな１つ目として武廣町長２期目の町政運営について。１番、今後４年間どのような思いで進めていかれるか、その思いを伺いたいというふうに思います。

２つ目に、１期目公約の達成状況はということで、これまで１期目の公約の進捗を平成23年12月、平成24年12月と定例会で進捗について質問をさせていただきました。残り20％が財政事情などのさまざまな理由で実現が難しいということで答弁をいただいておりましたが、最終的に結果としてどうだったのかをお尋ねいたします。

３つ目に、２期目の公約についてということで、今回の町長選は上峰では初めての無投票であったというふうに聞いておりますが、そのため、町長２期目の公約、先ほど同僚議員の質問でも言われました。町づくりメニューですかね。２期目の公約が町民の皆様に広く周知

がなされていないのではないかと私は考えております。今後の具体的な施策をまずは町民の皆様にお伝えするべきだというふうに考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

４つ目に、総合計画と町長公約の関連についてということで、これも先ほど質問の中であっておりましたが、この関連についてお尋ねをいたします。

大きく２点目でございます。環境衛生についてということで、毎月１回、私たち議会で防犯パトロールということで町内全域をパトロールさせていただいておりますが、先日、不法投棄の現場を発見いたしました。これは、以前も同じ場所で不法投棄があっておりましたし、パトロールを町内全域していると畑の中や側溝とかに、いろんなごみがポイ捨てされているのをよく見かけます。それを受けまして、環境美化に対する町の取り組みはどういったことがなされているのかということと、子供たちに対して学校ではどういった取り組みをされているかを伺いたいと思います。

大きく３点目でございます。社会教育についてということで、社会体育の補助金について。

九州大会や全国大会、大きな大会に町内の方が出場される場合の補助金ですね、この現状はどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に２期目の町政運営について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

１番原田議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

２期目の町政運営ということで初心を問うということですが、どのような思いで迎えているかということでございます。これは、期間中も申し上げてまいりました。町議会の皆様方としっかりチームワークをつくりながら、施策を鍛え上げていくということで取り組んでいきたい、そう申し上げてまいりました。トップダウンで独善的な町政ではなく、何も決められない無責任な町政でもないリーダーシップとチームワークが両立する上峰町を議会とともにつくりたいということで、議会の御意見をしっかり聞きながら事を起こしていける、そういう体制づくりを行うためにも、年功序列ばかりでなく政策をしっかり議会との合意がある部分については実行できる職員とともに、思い切って登用をしていきながら議員の皆様方、町民の皆様方の御意見、御提言にも実効力を上げられる組織づくりをしていかなければいけないと思っているところでございます。

人口、インフラ、財政と人、物、金というところで見ますと、人口は微増中でございまして、これはまだ数字としては伸びていくという傾向でさまざまな統計で予測されているところでもございますし、インフラは十分に整備され、これは特徴的なところがございまして、いち早く取り組んできたというところが今の人口増につながっているわけでもございます。

また、財政的には釈迦に説法ですが、議員御承知のとおり、小康を保つ状態になりまして、

財政健全化６合目まで来たというふうに期間中申し上げてまいりましたけれども、まだまだその健全化を意識し続ける必要がある懸念もございます。痛みを伴う改革がこれからなされてくると、交付税の削減も確実に訪れることになると言われています。頑張る地方には配分するということは、裏を返せば、交付税を使って政策誘導をしているということでございまして、これから地域の財政は大変な厳しい状況を迎えるという予測もございますので、引き続き、この健全化を意識しながら住民の皆様方、また議会の皆様方の御提言をしっかりと聞ける体制をつくるということが大事だというふうに思っているところでございます。

以上です。

○１番（原田　希君）

大きく今後の思いということでお話をいただきまして、先ほど最初のほうに人口微増という話が出ておりました。私、ずっと思っていたんですけど、町長はよく微増であるが人口はふえている。また、年少人口については2035年までは佐賀県一位、ファミリー層の住みやすさランキングも佐賀県一位とよく言われております。

そんな中で、先ほど人、物、金の話でまだまだ財政状況は小康状態ということでございますが、先ほどの同僚議員の質問の中にも教育ということでありましたが、私自身、子育て・教育というのはこれから大変重要な政策になってくるというふうに思っておりますし、なかなか子育て・教育というところには当然お金も大きくかかってくるというふうに思いますが、そんな中でお隣のみやき町さんなんかは、全面的に子育て・教育というのを押し出した政策を今掲げられて進めていこうとされておりますが、その辺について町長としてはどういうふうにお考えか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

原田議員のお尋ねですが、お隣のみやき町の子育て施策についてどう思うかということでありますが、私がお隣の施策についてあれこれ言うべき立場でもございませんし、お答えはできませんが、子育て支援の重要性は本町でも同様に重要だと思っております。

これも繰り返し申し上げてまいりましたし、耳にたこがおできになられるかもしれませんけど、年少人口割合をこれまでどおり維持し続けるにも生産年齢人口と言われる15歳から64歳までの方々、特にファミリー世帯の方々に移り住んでいただくための継続的な取り組みが必要ということでございます。

また、子ども・子育ての充実というのが特に強調される昨今でございますけれども、この子ども・子育て３法については９月で条例を起こしながら、子ども・子育て支援を議論する会議をつくる、今、段取りをしているところでございます。その会議を通じて、事業計画を起こしていく運びになっております。新たな子ども・子育て関連３法という法案が通りまして、これまでの認定こども園法等の改正やらございまして、保育所や幼稚園等認可を受けた施設については、施設型給付というもので財政措置がなされるということと、認可外の保育

所については、別の給付を受ける法案が決まっております。その前段で各市町村に子ども・子育て会議の設置を求める法律でございまして、そこで子ども・子育て支援の充実に必要な財源というものを協議しながら、また、いろんな子育て支援についても幅が広うございまして、放課後児童クラブから子供の具体的な乳幼児の医療助成やら健診やらさまざまな分野にまたがる議論をしながら、こうした国の給付をどのように申請していくかということを議論する場が９月に設置されるということで考えているところでございます。その場所で各自治体の取り組み等も参照しながら、今は議会との議論の中で医療費の助成の拡大幅を広げるということは方向性としては出ておりますので、そうしたことも受けて、また、保育料の国基準まで今、上がっておりますけれども、この国基準を従前の状況に変えるということも私、今、担当の課長にお伝えをしているところでございます。

今回の町づくりメニューにおきましては、先ほど少し触れましたけれども、子育て支援センターの検討または医療費の拡充等をお伝えしたところでございました。こうした子ども・子育て会議、この場を通じて協議をしていきたいと思っております。

○１番（原田　希君）

みやき町の施策についてはいろいろ言えないということでございましたが、１個１個細かいことを評価しろということではなくて、物すごくみやき町の子育て・教育に対する勢いを私ずっと感じるんですよ。子供の数が一番多いとか、人口がふえていると、もちろん、みやき町さんは定住促進とか人口増の対策ということでそういったことをされていると思うんですが、上峰の場合、子供が多い、人口がふえているということであれば、もっともっと町長自身もそういった分野に対して勢いを見せていただきたいなというふうに感じております。

先ほど子ども・子育て会議というようなことも言われておりましたが、これ恐らくどこの市町もつくられるんじゃないかなというふうに思うんですよね。国のほうから来ているんですよね、そういう努力義務かなんかで。そういったことを考えると、同じことをやっていても仕方がないんじゃないかなと、常にいろんなところにアンテナを張りめぐらせて、どこにも負けないというような、そういった勢いが欲しいなと私は思うんですけど、それについていかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の御指摘でございます。勢いが必要だということでありますが、上峰町の財政は勢いが出せる環境にはありませんね、私はそう思っています。しかも、先進的な取り組みに目を向けて走り過ぎるのもよくないと実は思うところが最近あります。

お隣のことを申し上げているわけではありませんが、ＰＰＰだとか、ＰＦＩの事業については利益喪失会計ということで、かなり微妙な問題もはらんでいるわけでありますし、私も会計の専門家ではありませんが、例えば、この建物の建設コストを費用負担していただけるわけですけれども、これは実はリースになっていまして、経費として計上するという格好で

債務が、負担感が全然この数字にあらわれてこないというところが問題視されているところでもありまして、本町はその財政状況の改善がまず第一義です。第一義的には財政状況を改善するという制約のもと事業を行っていかなければいけないという中で、このような対応をとってきているわけでございます。

勢いを感じないのは大変申しわけないと思いますけれども、例えば、原田議員から定住促進の町営住宅をというような声が上がれば、その一つ一つについて私は私の所見を申し上げることができると思います。政策パッケージでやっていることについて全て行えという提言であればできないと申し上げます。加えて、医療費の助成については、議会の皆様との議論の中で方向性を出してまいりました。子ども・子育て会議については確かに全国的な取り組みですが、安倍政権が力を入れて子育てを充実させていくということでございますので、これは逆に言うと、国が一緒になって後押しをしてくれているという意味では積極的に受け入れて、私どもも生産年齢人口の確保に向けていかなる状況がよいのか、他の自治体の状況を見ながら一番効果の高いものを選びながらやっていくことに積極的でありたいと思っています。

○１番（原田　希君）

できる状況ではないということでございました。財政面からいうと、それは十分わかりますが、そういったことでやっぱりお隣、近隣、県内を見渡して、そういった先進的な取り組みをされているというところがどんどん出てくると、例えば、お父さん、お母さんの話で、お隣はこういうことをしているのに、うちはここまでやもんねと、そういったような話も今後恐らく出てくるんじゃないかと思います。それは出てきたときに、また今後、私もそれなりに勉強させていただいて質問等をさせていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

結果的に何かみやき町の政策について意見を言っているわけですけれども、できない状況だというのはみやき町さんがやられている全ての政策、例えば、町営住宅を４カ所建てて、そこを若者だけの町営住宅にすること、また、自分たち土地開発公社を利用して、定住促進のエリアを自分たちで構えて、住んでくださいと行政で後押しをしていくということ、また、全地区に空調やら乳幼児医療費を拡充していくということ、これはできません。今の財政状況で私はできないと思っています。できる状況があるとすれば、今申し上げました議会の御理解もいただきました医療費の充実については今現在、できるというふうに思っておりますので、何か子育て全体ができないというような捉え方をされたかと思いますが、私としては一つ一つの個別の政策または子ども・子育て会議のフィールドで議論に上がってくるもので、できるものから優先的に財政状況を見ながらやっていくことが、今、上峰町にとっては最も適しているし、先進事例を先に進んでやってしまって、いろいろ町として問題が出るかもしれませんので、そうしたリスクを減らすという意味でもこのような対応が一番今の状況では

ふさわしいのではないかということを申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

１番議員にお尋ねします。

この第１番目の項目の②ということですかね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

それでは次に、②番目、１期目公約の達成状況について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の２番目の項の１期目公約の達成状況はということで、これもちょっと調べましたが、前回、昨年の議会にも同様の御質問があったかと思います。その際、年度末での実行は35の政策公約の進捗を見ていくことは当時80％実施済みということを申し上げましたが、それ以上は難しい、残り３カ月で全ての項目を実行することは難しく、今年度中は公約は80％達成ということでお答えしているとおり、１期目の達成状況は今申し上げたとおりでございます。

○１番（原田　希君）

先ほど前回の公約の質問のところを読まれたと思うんですが、その後のほうにできる部分も出てくるかと思いますというような、何かそういう回答があったんじゃないかなというふうに思いますが、ここはちょっと確認という意味で質問をさせていただいています。

80％達成ということで残り20％、いろんな理由も説明をいただいて、これは無理だということで言われておりましたが、そしたら、もうこの１期目の公約というのが、今回の２期目の公約というのに全く引き継がれていかないのか。項目としてはもう載っていませんでしたので、そこをお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今、原田議員がお尋ねにあったことを結論から申し上げますと、２期目の公約とは全く別のものです。しかしながら、これはできなかった理由が行政経験未経験というところと財政的な措置が十分でなかった、財政的にかなり厳しい状況であったということの２つの類型に分けられるということで、その議会で申し上げております。

そうしたこともあり、未経験でちょっと行政としてはふさわしくないような、なかなか実現が困難なものについても掲げさせていただいておったものについては当然、今回の町づくりプランには載せておりません。ただ、この町づくりプランに記載はないんですけれども、先ほど申し上げました財政的に厳しいことが原因で実現できなかった前回の公約については、総合計画でその実行を明確に具体的に記述はしておりませんが、読み解くことはできるということで、今後の町政の実行において対象とならないことはないということで申し上げさせていただけると思います。

以上です。

○１番（原田　希君）

公約として継続はされないということでございました。これもまた確認なんですが、１期目の進捗ということでお尋ねをさせていただいた際、これも質問をさせていただいたんですけど、もう１期目終わりましたので、一覧表の作成ですね、できたもの、できなかったもの。また先ほど言われました、こういう理由でできませんでした。これは検討したいということじゃなかったかと思いますが、どのようにされたかをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

この一覧表について作成を検討せよということで原田議員からの御提案でございました。これも昨年の議会でお答えをしていると――検討すると最後にお答えしたんですかね。いろいろこの賛否あると思いますし、もちろんわかりやすく首長の施策が総合計画と離れている部分についても、首長の政策ということで実行しなきゃいけないということが、町民の皆さんに総合計画と首長の政策のどっちが重きがあるのか、どちらも民主的なプロセスを経ております。選挙で選ばれた首長の町民の負託を得たものと、住民の皆様のかかわりを持ってつくり上げられた総合計画と、どちらかというと、総合計画のほうが住民の皆様にとってはなじみのないものかもしれません。そういう意味では、公約のほうが正当性を帯びているというところを住民の皆様は思われるかもしれませんが、役所は行政の最上位のこの計画として、総合計画で運んでいるわけでございまして、大変混乱をするんじゃなかろうかという中でできる、できないがございました。一覧表についてはだから後援会活動で、もしくはまた選挙区ビラとして確認団体チラシということで出すことを検討しておったわけでございますが、結局は選挙期間中に出せたのは、この私の町づくりプランもほとんど出せない状況になっていまして、出す運びにはなっておりません。

公約をいかに考えるかということでございますが、町づくりプランのこの２期目に当たってのプランでなく、今、御提案されたのは１期目のプランだと思いますけれども、一度、私の公約というものを企画課で一覧表にしていただいた経緯はございます。これについて、資料として渡すようにということであれば議会にもお渡しすることは可能であるというふうに思っていますので、今、答弁で申し上げましたこの進捗状況というものを皆さんに御披瀝することはちょっと資料の要求はございませんでしたが、後日であればお渡しすることはできると思っております。

○１番（原田　希君）

公約を掲げて町民の皆さんの負託を得て４年間頑張ってこられたということで、私としてはお伝えをしていただきたいなというふうに思っておりましたので、何回か質問をさせていただきましたけど、町民の皆様、全町民にはできないという理解でよろしいですね。

○町長（武廣勇平君）

今から１期目の公約の一覧表を全町民にあえて配布することはしませんが、私個人のホームページを立ち上げるよう業者さんにお願いをしているところです。私のホームページのこ

とを言っていいのかどうかわかりませんけど、そこには私の公約ということで達成状況ということも含めて掲示をしていきたいと思っております。役所のホームページに載せるべきかというのは、いろんな賛否両論があると思いますので控えさせていただきたいですし、広報紙等に載せるということも控えていくべきではないかなというふうに、今率直に感じているところでございます。

○１番（原田　希君）

できる限り、これはお知らせをしていただきたいというふうに思います。また、後で資料は出せるということでしたので、資料のほうをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に、２期目の公約について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

町づくりメニューについてお尋ねでございます。

これも総合計画と整合をとるために、項目としては美しく安全な生活環境、誰もが元気になる健康福祉、人が輝く教育文化、活力と交流に満ちた元気産業、発展への基盤づくり、みんなの力で町づくりという項目に沿って各種並べております。

一つ一つ申し上げていったがいいんですかね。そういう中で、14項目掲げさせていただいているところでございます。政策別にはもっとふえるかと思います、今ちょっと勘定はしておりませんけれども。

○１番（原田　希君）

これもちょっと先ほどと似たような話になるかもわかりませんが、先ほど町長も言われましたけど、ほとんどこれは配られていないということで、午前中１番目に同僚議員のほうからも言われておりました施政方針ですね、これは議会で施政方針を出されましたけど、広報紙には載っていないんですよ、たしか。以前の分はずっと載っていたと思うんですけど、今回、改選前ということもあってかわかりませんが、改選前だから総合計画をなぞらえて施政方針というふうに出されたんですけど、それも広報紙に載っていなくて、今回の町長の公約自体も余り配られていないということであれば、今年度また今後４年間の町長の方針、町の方針というのが町民の皆さんに余り伝わっていないんじゃないかというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

原田議員の御指摘でございます。

その施政方針についてはもっとわかりやすい表記をということを常々言われておりまして、今、文字が小さいらしいですね。その点を十分指摘を受けておりましたので、改善する方向で検討をしておりましたが、ちょっと後で確認をして、その部分についてはお答えさせていただきたいと思います。

また、先ほど申し上げられました公約について、公約とこの総合計画をどう考えるかと何度もここで申し上げてまいりましたけれども、私は今回も総合計画という法律はもうなくなりました。これをもって町づくりプランをどのように町で定めるかということを考えたわけでございます。町づくりプランには一般的に総合計画には行政運営の最上位に位置する基本的指針、また地域の目指すべき将来像、重要施策、計画のリスト等の類型があるとされていますが、いろいろ考えた末、本町の場合、行政運営の最上位に位置する基本的指針の姿を選ぶことにしました。この町づくりプランについて、住民の皆様方の代表の審議委員の皆様方の意見だけでなく、出前町長室やらアンケート調査を行い、成果指標も入れるものにして、24年４月からの実施でございましたが、各全世帯にこの概要版をお配りしていると思います。これをもって私は町の大きな一つの指針というふうに位置づけて、その範囲の中で私は今回、公約をつくっているという意味で考えますと、ぜひ、この総合計画を皆さん役場の運営の基本的な最も重要な計画と位置づけていただき、これを中心に議論が進むようにしたいというふうに理解していただければと思います。どうしても選挙時になりますと公約というものがクローズアップされるわけですが、今は数値、期限を明記することが本当によいのかという議論が起きてもおります。もちろん、選挙公約には種類を少なく、８種類か10種類ぐらいにして、わかりやすく町民に伝えられるという効果もあるわけですけれども、その点については、私も町づくりプランを14項目に集約してお伝えしてきたつもりでございます。

そういう意味で議論の対象をぜひこの計画に移していただくということを、私としては期待したいし、皆様からもそういう総合計画を逆に利用して、皆様方の要望をかなえていく、そういう計画であればなというふうに思っているところでございます。済みません、お答えになっているかどうかわかりませんが。

○１番（原田　希君）

次の項までちょっと入っていくかなと思うんですけど、町民の皆さんには概要版ということでお配りをされています。正式なやつと概要版を見比べると、概要版は細かいところまでは書かれていないんですよね。だから、細かいところまでわからないんじゃないかなというふうに思っています。町長の公約と総合計画は完全にリンクをしているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

概要版は選挙公約、マニフェストもそうですが、細かいところまではなかなかわからないわけですけれども、概要版の上に町づくりプラン本体が検索できるようなＵＲＬではありませんでしたけれども、町づくりプランと検索してくださいという御案内を本編は別にあるということを促す仕掛けも一応しておったわけでございます。その総合計画と公約とはリンクをしているかということでは、私の公約はリンクをしております。

ちょっとつけ加えて言わせていただきますと、どういう意味で見直し案にしたかというこ

とをちょっと申し上げておきたいんですけれども、総合計画を選挙後に見直せるようにしているかというかと申しますと、首長のリーダーシップの発揮という観点からは、総合計画自体を首長の公約や方針をそのままそっくり示すものという位置づけも考えられますが、行き過ぎたトップダウンによる独善的な町政では財政の安定は得られないと考えますし、行政主導の計画や事業優先では、やはりその町長、首長みずからの政治的思想、時代感覚を打ち出せないということになり、民意を否定するものであるという考え方から、やはり今の大きな行政の指針というものをつくる中で見直しをしっかり選挙後に行い、予算化が可能な形というのが一番望ましいだろうというところで位置づけているところです。

○１番（原田　希君）

町長の公約とリンクしているということでございました。総合計画分野別計画の中にいろんな項目、主要施策ということでたくさんあります。

今回、町長が14項目、２期目の公約として上げられた分も入っていますので、総合計画の中のその町長が上げられた公約14項目というのは、主要施策の中でも最重要の施策なのかということをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

原田議員のお尋ねですが、最重要施策は総合計画の中にもう決めております。私は、これは選挙の際に、私の選挙公約として住民の皆様にお伝えしたい項目を掲げさせていただいていると、選挙公約はそういう位置づけで理解していただければと思います。

○１番（原田　希君）

この総合計画の進捗というのは定期的に出されるわけですか。

○町長（武廣勇平君）

総合計画には書かれておりますが、進捗を定期的に出すということはやりません。総合計画には成果指標を設けています。その成果指標を見て、これはもう努力目標でありますけれども、成果指標を掲げて、先ほど申しました５年、選挙の翌年に見直すということがなされるというふうに思います。

○１番（原田　希君）

わかりました。最後なんですけど、総合計画の最初のあたりのページに、ちょっと済みません、話が全然飛ぶかもわかりませんけど、「みんなでつくる元気創造拠点・上峰」というキャッチフレーズが載っています。みんなでつくるというフレーズ、私、非常にいいフレーズだなというふうに思いますが、みんなでつくるというフレーズに対する町長の思いを最後に伺いたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この総合計画を策定する際に、「みんなでつくる元気創造拠点・上峰」というものに全ての言葉を集約する必要があるというふうに思っておりました。三原則ということでうたって

おりますように、飛躍・共生・協働という言葉を町民の皆様と一緒に原則として、この町の運営の指針に据え置きたいというところから「みんなでつくる元気創造拠点・上峰」という言葉はその三原則を集約した、かつ生き生きとこれから未来が広がっていくようなイメージも込めて考えたところでございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。環境衛生について。環境美化に対する町の取り組みの現状について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

皆さんこんにちは。１番原田議員の環境衛生、環境美化に対する取り組みの現状は、町の取り組みについて３点答弁させていただきます。その前に報告をさせていただきます。

議会の防犯パトロールが５月27日に実施された折に、鳥越地区、長崎自動車道の側道及びボックス内等に不法投棄の確認がなされ、報告がなされました。対応といたしまして、当日午後４時過ぎに現地確認を行いまして、ボックス内にありました不法投棄のホース類、雑誌、漫画本、ＣＤ、テープ等については撤去いたしまして、リサイクルプラザのほうへ搬入いたしました。重量に直しますと80キロありました。どうもありがとうございました。また、民地公有水面とののり面の下にタイヤ破片がありました。この分については、５月29日、私自身が側道線と公有水面の一部の伐採を行いまして撤去しております。

次に、対策といたしまして、６月４日、県くらし環境本部循環型社会推進課監視指導員が廃棄物不法投棄一斉点検に参りました。そこの中で、現地確認をさせまして、地元区長さんや県の廃棄物監視員さんの立ち合いのもとに現地確認をして、今後の対策を検討いたしました。特に、今後の対策といたしましては地元区長さんのお力をかりながら、また、議会の皆様のお力をかりながら不法投棄については監視強化を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町の取り組みについて３点、答弁させていただきます。

１点目は、清掃活動を初めとする町民の環境美化運動の取り組みについてでございます。

直近では６月２日、日曜日の早朝より、小雨の中実施いたしました県内一斉ふるさと美化活動において町民の皆様9,500人のうち、約３割の2,675人の参加を得ました。おかげさまでごみの収集量については可燃ごみ、不燃ごみ合わせて3,470キロでございました。

今後の取り組みといたしまして、７月下旬に環境美化推進員である区長様方と町内全域にわたり環境パトロールの実施を予定しております。また、８月４日、日曜日に上峰町空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例の第19条、環境美化の日の設定によりまして上峰町清掃の日を設けて実施予定でございます。

次に、２点目でございます。環境に優しい町づくりの取り組みについてでございます。

現在、広報紙の紙面でごみの分け方、出し方、法令に基づく不法投棄、焼却の禁止等のお

知らせをしております。

最後に３点目ですが、昨年11月に行われました子ども模擬議会の一般質問の中で、中学校生徒が将来上峰町に住みたいかというアンケートを行ったところ、大半の人が住みたいとは思わない、余りよくわからないとの結果で、現在の小・中学生が将来、上峰町に住みたいと思うような町づくりが必要ではないかとの御意見をいただいております。この意見を踏まえ、環境面でいろいろ検討しておりましたところ、佐賀県緊急雇用創出基金事業の中で、上峰町魅力創造応援事業の提案があり、町の景観づくり住環境整備の中でごみステーションのリフォームが提案されております。先日、提案者ともお話をさせていただき、小学校、中学校の教頭先生ともお話をさせていただきました。その中で、リフォームのデザインについては、提案を教材として小・中学生の環境学習の一環で自由に描かせてそれを生かせるような方法で今後、10年後に子供たちが成人になったときに、自分が描いた絵が自分の周りのごみステーションに張ってあれば地区の環境美化活動にも積極的に参加するようになるし、そこで住民とのきずなが生まれ、将来住んでよかったと感じるのではないかとの御意見もいただいております。そのためにも、小・中学校、そしてごみステーションの管理をお願いしている区長会一体となってこの取り組みを行いたいと考えております。そのために現在、町内ごみステーション281カ所の現地調査中でございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。１番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午前11時58分　休憩

午後０時59分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

休憩前は１番議員の２番目の項目で執行部の答弁までで終わっておりました。１番議員の質問から再開いたします。

○１番（原田　希君）

課長が御答弁いただいた内容の中に、中学生のアンケートで住みたいと思わないという回答があったと、ちょっとこれ衝撃を受けたんですが、このアンケートの部分でもう少し詳しく、いつごろどういった形でアンケートをとられたのか、また毎年とられているのか。もう

少しそのアンケートの中身を教えていただければと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

子ども模擬議会のときの内容を見ますと、８番納冨里美さんが発言の中で、実際に上峰町の人口増加と住みよい町づくりについて現在の上峰中学校全生徒と保護者を対象にアンケートをとりましたという流れでありますので、中学校の生徒がアンケートをとっておる状況でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

２番目の項目も含めていいですか。では、一応執行部からの答弁をいただいてということでよかですかね。

それでは、２番目の環境美化の推進に伴う学校教育の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから原田議員の環境美化の推進に伴う学校教育の取り組みはという御質問にお答えさせていただきます。

まず、中学校では生徒会において、アルミ缶、プルタブ等を回収し、換金を行い、車椅子を購入しております。この車椅子については、特老など福祉施設のほうに寄贈をしています。また、美化部ではエコについて各クラスで学習をし、文化発表会で発表を行っています。学校の玄関周辺にもプランターに鉢植えを行い、四季折々の花で飾っています。また、小学校では全学年とも教科で学習はしているのですが、その中でも４年生の教科の社会科でごみの行方と題して、みやき町にあるリサイクルプラザの視察や３Ｒの学習、総合的な学習の時間で省エネチャレンジやブリヂストン佐賀工場からの環境教室を開催してもらっています。このブリヂストン佐賀工場からの環境教室は、ペットボトルなどをリサイクルする仕組みなどを教えていただいています。また、ブリヂストン子供エコ絵画コンクールでは、本年、５年連続団体上位賞、エコ絵画賞14名、エコピアの森賞３名、佐賀工場長賞11名とたくさんの賞をいただいております。

５年生の総合的な学習では、畑を借用しまして地域の皆さんの御協力を得ながら大豆づくりを行っています。この授業を通して、有機肥料での栽培や土壌のことなどを研究しています。また、先ほど住民課長のほうからも御報告がありましたが、６月２日に実施されましたふるさと美化運動にもたくさんの児童・生徒が参加されていました。

このように、幼少のころからごみは捨ててはいけないというような授業も道徳や学活の中で公衆道徳として学習を行い、家庭科の中でもごみの減量などを通して学習をしております。

以上です。

○１番（原田　希君）

質問をさせていただいて、私の思いというのは、いろんな町での取り組み、学校での取り組みあるようでございますけれども、現状としてパトロールなんかさせていただく中で不法投棄、またごみのポイ捨てとかいうのが目につくというところから、そういったことを上峰の住民の方がされているというふうには思いたくないんですけれども、それはちょっとわかりませんが、今後、将来的に極端な話、ごみ一つない町をつくりたいと、きれいな町づくり、そういったことを目指すとすれば、やはり環境美化に対する町民、住民の皆さん全員の環境美化に対する意識の醸成が必要ではないのかなというのを思いながら、県内一斉の美化活動とか、町内の清掃の日ですね、こういったのは大人も子供も含めてかかわれるものだというふうに思うんですが、何かみんなが一体となって取り組めるようなそんな取り組みができないのかなというふうに思っておりました。住民課長の答弁でごみステーションのリフォームということで言われていましたので、ここをもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

ごみステーションのリフォームについてでございます。当初、回答の中で申しましたように、佐賀県緊急雇用創出基金事業の中で、上峰町魅力創造応援事業の提案があっております。その中身を見ますと、町の景観づくり、住環境整備の中でごみステーションのリフォームが提案されておりまして、それを見る限り、それはどういったことでつくられたかと言いますと、ゴミゴンというような形で提案者が言われております。それはどういった形かというと、ウルトラマン図鑑に登場するカネゴンとダダゴンが戦う場面を見て、ひらめいてごみを食べる容器として景観に配慮しつつ考案をされたということでお聞きしております。

以上でございます。

○１番（原田　希君）

そういった環境に対する意識の醸成が必要だと思うということで申し上げたんですが、それについて町長、教育長、どういったふうに思われるか、お答えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま担当課長が申しました佐賀県の緊急雇用創出基金事業の中で、議会の御承認をいただきました上峰町魅力創造応援事業という事業がございまして、まさに今、原田議員がおっしゃいました環境意識を醸成するため、また子供たちからごみの減量の意識づけを行い、かつ地域でその醸成を行うという趣旨に合致する提案がなされておったわけでございますので、住民課長が答弁を申し上げさせていただいたと思っております。

上峰町の宝である子供たちが10年後、成人になったときに住んでよかったと思うような町づくりの一環として考えた場合にごみステーションのリフォームコンテストを実施するため、要領を作成して町民一体となった取り組みをするべきだという御提案でございます。特に、実施に伴う経費等の予算についてはまだ詳細は決まっておりませんが、議員の御提案が趣旨

に沿う事業であると思っておりますので、今後検討を要するというふうに思っているところでございます。

いただいたゴミゴンといいますか、その提案には、先ほど言われました色づけして、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの分別がはっきりわかるようにするということとあわせて、子供にもごみを実際に分別の徹底、意識をつなげるということと、ごみを怪獣が食べて、誰かがこのごみは処理しなきゃいけないというところまでわかるような表記というか、デザインが必要だと思っておりますので、仮に、このごみステーションをリフォームするということで考えますと、町民の子供たちの意見を取り入れた形が望ましいだろうなと思っておりますが、まだ具体的にいついつ実施するということまでは決めていないのが現状でございます。議員の皆様方の議決が予算については必要でございますので、皆様方の御理解を得られるように従って進めていければというふうに考えているところです。

○教育長（矢動丸壽之君）

皆様こんにちは、矢動丸でございます。今、１番の原田議員のほうから学校のことにつきましてお話伺いました。私も議員と同じように、子供たちに将来にわたってそういう意識をしっかりとつくっていただこうという気持ちでおります。

ちょっとお話飛びますけれども、先日、６月２日の日曜日には県下一斉で清掃の日がありましたけれども、私はこの下坊所、それから中村以南の各地区を住民課長と一緒に回らせていただきましたけど、その各地で児童・生徒さんたちが小雨の中ですけれども、雨がっぱを着たりしてごみを拾ってくれておりました。それを見て、しっかりと子供たちは町のことを考えながら、環境のこともやっぱりしっかり考えてくれているなというふうに考えて、先ほど課長が申しましたように、学校としてもいろんな面で指導をしておりますものですから、これが先ほどのアンケートのこともありましたけれども、これから先、さらによくなっていくものと私は信じておるわけでございます。今後とも一層頑張っていくので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○１番（原田　希君）

ブリヂストンの絵画コンクールで毎年、上峰はたくさんの応募があって表彰されているというような話を聞いていまして、応募した子供たちがそれぞれ描いた作品が入賞したら車にイラストされる。たしか応募したみんな、自分の描いた絵がシールになって、それぞれ子供たちもらえるわけなんですよね。非常にそういったのは子供たち喜んでいます。

さっきのごみステーションに子供が描くんですよね。それは別に、それぞれが描いたやつを描くわけではないんですよね。

○町長（武廣勇平君）

１番原田議員のお尋ねでございますが、ごみステーションをちょっとリフォームするとい

うものは御提案を今いただいていまして、どのように実行していくかというところまでは決まっておりません。今はそういう御提案を受けて、私個人としては子供たちの意識づけをより効果的に行うためにも、子供がデザインしたものをごみステーションにあらわしていくほうがよいのではないかという意見を申し上げたところでございます。今後の検討事項だということで取り扱っていただければと思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

社会教育について、九州大会や全国大会等に出場する場合の補助金の現状について、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（吉田　淳君）

１番原田議員の質問事項３、社会教育について、九州大会や全国大会等に出場する場合の補助金の現状について、御報告をさせていただきます。

該当する補助金については、交付要綱を設けています。名称を九州全国大会出場費に対する補助金交付に関する要綱といいます。この要綱により補助金を交付しています。補助金の額といたしましては、九州大会に出場する場合、１名当たり10千円、団体での出場の場合には九州大会70千円を上限としております。また、全国大会への出場では１人当たり20千円、団体で出場される場合には上限額で150千円としております。

近年の補助では、平成21年度にフットサル競技で全国大会に出場され、団体への上限額150千円を支出しています。補助金交付要綱の中で、補助対象者は九州及び全国大会に出場する町内の団体または町内に居住する個人としております。ただし、他の市町の団体の一員として出場する場合や、町の代表としてではなく専ら個人として出場する場合は対象外とすることとなっています。

以上、現状について御報告いたします。

○１番（原田　希君）

この補助金なんですけど、特に子供たちの社会体育という部分の現状ということで先ほど御説明、私もちょっと要綱をいただいたんですけど、第２条の補助対象のただし書きのところですね、他の市町村の団体に一員として出場する場合、町の代表としての形態をとらず専ら個人として出場する場合には、この補助金が出ないというふうに今なっています。結構、町外の団体に所属している子供さんというのはいるというふうに聞いていますし、また、そういう子供たちが一生懸命頑張って九州大会、全国大会、大きな大会で活躍をしている。また、出場もしているし、そこで入賞もしているというような話を聞いております。町内にない団体競技とかだったら当然、町外に行きますし、やっぱり上峰町の子供たちがそうやって町内外であれ一生懸命頑張っているということであれば、ここのただし書き、ただし以降の部分というのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますし、近隣の方に聞い

てもそういう場合でも補助の対象として扱われるところもあるようだということで、以前ちょっと課長さんのほうにはそういった話、御相談もさせていただいたと思いますが、今後どういったふうにそこを考えていかれるかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○生涯学習課長（吉田　淳君）

先ほどの御意見に対して御回答させていただきます。

上峰町内に競技種目の団体がなく、近隣市町で活躍されている子供さんたちがたくさんいらっしゃるということを私どもも承知をしておるところでございます。議員の御提案、大変有意義なことだと私どもも思っております。

近隣市町の補助金交付要綱を取り寄せして確認させていただきましたところ、町によって違いはあるものの他の市町の団体の一員で出場した場合もその個人の方に補助金の対象となるという市町がありました。

先日、定例の教育委員会の中でも協議をなされたところでございます。その中でも、優勝するということは並大抵の努力ではできません。上峰町の方が頑張っているのですから、他の市町の団体からの出場であっても、ぜひとも補助してあげていただきたいと、そういう意見もいただいているところでございます。

例えば、上峰町の１名の方が他の市町の団体で九州大会へ出場されれば、上峰町の補助金としてはその１名の方10千円分ということになります。上峰町の発展のためにも町財政部局と協議しながら、要綱改正について進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○１番（原田　希君）

この要綱を見てみますと、附則の部分を見ていると日付がもう大分昔につくられたんだなというのがわかるんですけど、いろんな子供たちを取り巻く環境というのはどんどん変化しているというふうに思っています。

そういう意味では、先ほどちょっと前向きな御回答をいただきましたので、そういったことも踏まえながら見直しをしていただければというふうにお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

以上で１番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○２番（寺﨑太彦君）

２番寺﨑太彦。皆さんこんにちは。本日は大きく３つ質問させていただきます。

まず、一番最初に、今、日本で社会資本の整備で道路等老朽化しており、その安全対策について質問をさせていただきます。その中の１点目、町道の安全点検の目的と取り組みは。

それと２番、町が管理する橋梁は。

そして、大きな２点目、情報発信についてお伺いします。

今、フェイスブックでしておりますけど、ＬＩＮＥを使っての情報発信はできないか。２番目、原付のご当地ナンバーをつくってみてはどうかという提案です。３番目、ふるさと学館の見学者数と展示についてをお伺いします。

３番目、まちづくりについて。町長が今回２期目ということで、町長の行政の新たなる方向性はということでお尋ね申したいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に安全対策について。その①町道の安全点検の目的と取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江﨑文男君）

私のほうからは、寺﨑議員の安全対策についての中の、町道安全点検の目的と取り組みということにつきまして答弁申し上げます。

昨年、記憶はまだ新しいかと思いますけれども、中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落事故にありますように、道路管理者のずさんな点検が原因とされ、そのほかにも事故に直結しかねない事例が相次いで報告されているところでございます。国としては、自治体が管理する道路や、その付属物に関する点検を強化し、通知に合わせたところで平成24年度の補正予算などで点検、調査を促進するための交付金制度を示されたところでございます。

町道の安全点検につきましては、基本的に職員の巡回により点検して実施しておりますけれども、全ての町道を把握することは人的にも極めて困難な状況でございます。現在、舗装の剥離や陥没、のり面崩壊、ガードレールの破損など、区長各位や住民の皆様から情報の提供を受け、軽易なものにつきましては職員で早目の対応を心がけておるところでございます。老朽化により、年々補修箇所や回数がふえ、予算的にも問題があり、改善にはなかなか至っていないのが現状でございます。

このような状況の中、町内の有志で結成されておりますボランティア団体ビーメンズの皆様が、昨年より舗装の補修作業をサポートしていただいております。これには私たち職員、まことに感謝するところでございます。

さて、本町におきましても、先ほど申し上げました国からの24年度補正予算を繰り越しまして、町道の舗装路線の路面正常調査、のり面の点検調査、それと道路附属物の点検調査を実施いたします。こうして得たデータをもとに、町全体の補修計画を作成し、社会資本整備交付金等に乗せながら、順次改修を進めたいと思っているところでございます。

以上です。

○２番（寺﨑太彦君）

さっき課長さんが言われたとおり、今現状では町道の維持管理を取り巻く現状としては限られた管理予算の中で町道の老朽化に伴う維持管理作業量の急増が見られると思います。また、予算の関係でなかなか手が回らない、その中で、そして近年の財政難で町道の維持管理体制の効率が求められると思いますけど、そこら辺はどういう効率化を図られていくのでしょうか。

○振興課長（江﨑文男君）

今後の道路関係の維持補修についての効率化ということになりますけれども、先ほど答弁申し上げました調査をまずいたしまして、それから順番的なものが出てくるかと思います。その中で、補助対象にのせられる分につきましては、なるべく補助対象にのせたところでの計画、また、それ以外につきましても単独費の中での対応ということで、まず、この調査を終わった中で年次計画を立てていきたいと思っているところです。

○２番（寺﨑太彦君）

先ほど言われたとおり、点検結果の情報は維持作業や補修、補強の計画の最重要情報として利用するとして、また、道路の巡回や点検情報なども、手前みそなんですけど、ちょっとボランティア団体等々と、行政と情報をすり合わせた感じで、町道の利用者が安全に通行できるように維持管理をしてもらいたいと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では次に、町が管理する橋梁について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江﨑文男君）

続きまして、寺﨑議員の安全対策についての中の、町が管理する橋梁ということで、御答弁申し上げます。

本町が町道の中で管理しています橋梁につきましては、65橋梁あります。平成21年度に町道橋梁点検計画策定業務を発注いたしまして、２メートル以上の対象橋梁36橋梁につきまして、点検並びに長寿命化の修繕計画を作成しております。この結果によりまして、早急に修繕、架けかえが必要な橋梁は見当たりませんでした。

しかしながら、この対象橋梁の36橋梁のうち、建設後50年を経過する橋梁につきましては、全体の53％を占めるところでございます。それから20年後の42年には67％程度に増加するということでありますので、このような状況の中でより計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的な橋梁を維持管理していくために、取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○２番（寺﨑太彦君）

橋梁は、河川などが交差して立体的になっている、その構造が大変複雑になっているから、

なかなか小さいところまで見えにくいとか、見えないとか、そして点検する場合も、直接目視が原則基本と聞いております。そんな複雑な中で、日常的な点検とはどんな内容でしょうか。

○振興課長（江﨑文男君）

先ほど申し上げました平成21年度に道路の橋梁点検の計画書の作成をいたしました。その中で、橋梁ごとに写真管理を全ていたしまして、その橋梁でどこが悪いということで文書化しております。それに基づいて、ランク的にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄというランクづけをつくりまして、そのランクづけの悪いところから順次、何年後には点検をということで作成いたしておりますので、それに合わせながらまずは職員が出向いて、その時期になったら目視により点検をするということで今のところ考えているところでございます。

○２番（寺﨑太彦君）

済みません、高速道路に架かっている連絡網というか、あそこは町が管理してあるんですか、それとも高速道路公団が管理してある橋なんでしょうか。

○振興課長（江﨑文男君）

町が管理している橋梁につきましては、あくまでも町道ということになっております。そういう中で、高速道路の側道線という町道がございまして、高速道路の南側と高速道路の北側ですね。それを結ぶ橋梁については、あくまでも町道認定しておりますので、その橋梁の中の２本ですかね。今、対象になっているのは側道１号線の橋、それと側道２号線の橋の２本につきましては町が管理しております。

○２番（寺﨑太彦君）

町が管理している橋は、そこら辺の小さな橋ばっかりかと思っていたんですけど、高速道路に架かる橋は、その下をかなりの数が、車が通って、事故が起きたら非常に重大事故になると思いますので。あと今後、町道も一緒なんですけど、道路、また橋の維持管理のあり方は点検方法の効率化や技術開発や体制整備など抜本的な、事後処理じゃなくて予防的にしていかないといけないと思います。ですから、管理者等は点検、補修、設計、検討、施工の一連の中での予防保全の意識を高めて、町道を利用する人が安全に通行できるようにやってもらいたいと思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。情報発信について。まず、①ＬＩＮＥを使っての発信はできないかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島　徹君）

寺﨑議員からの情報発信についての、質問要旨のＬＩＮＥを使っての発信というお尋ねでございます。

ＬＩＮＥによります情報発信には、上峰町が公式アカウントを開設する必要があり、次に、町民の方々がそれに登録すれば情報は得られるというシステムだということで理解をしております。

ＬＩＮＥを使っての情報発信には費用はかからないようでございますが、手間といいますか、職員の労力などがどの程度なのかということは現在承知をしておりません。上峰町と同規模程度の自治体で行っているところがあるのかどうかですね。そういうところがあったとして、どういう情報をどれだけ発信しているのか、それからＬＩＮＥを開設してどのような変化が生じたのか。それから先ほども申し上げましたが、情報発信に必要な労力というのはどの程度なのかと。そういうことをまず知る必要があろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○２番（寺﨑太彦君）

今、上峰町ではＳＮＳ、フェイスブックですか、ソーシャルネットワークサービスの一種のこのＬＩＮＥ。これは結構、今若い方には爆発的に、フェイスブックはしていないけどＬＩＮＥはしているという、結構今はやっており、フェイスブックとＬＩＮＥを比較してみたら、フェイスブックは間接的な感じで、ＬＩＮＥは直接的、フェイスブックはフェイスブックにアクセスして、それから情報を選び取るような感じなんですけど、ＬＩＮＥは直接情報が来るような感じなんですよね。フェイスブックを今町がしているのであれば、ＬＩＮＥもほとんど労力的にはかからないと思いますけど、そしてまた、ＬＩＮＥにはスタンプ、絵文字を使って喜怒哀楽を簡単に表示できて、やり取りが非常に簡単で、もし町がしたら一方通行じゃなくて、読者というか、住民からの意見等も収集できるのではないかと思いますけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○企画課長（北島　徹君）

お答えをさせていただきます。

今、私どもの承知している範囲では、行政サービスにこのＬＩＮＥを使う場合にはやりとりはできないというふうなことで聞いております。ですので、仮に実施するとして、町からの一方的な情報発信ということじゃなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○２番（寺﨑太彦君）

済みません、次とも少し関係してくるんですけど、このＬＩＮＥ、さっき言ったようにスタンプ、絵文字をつけることができるんですけど、町としてゆるキャラ、ゆるキャラとかつくるとか言ったら着ぐるみとかそういうのを連想されるかと思いますけど、上峰町のてんりゅうくんみたいな何かマスコット的なのをつくることは検討されているでしょうか。

○企画課長（北島　徹君）

済みません、ゆるキャラ担当が誰かわかりませんので私がお答えさせていただきますが、

今現在、てんりゅうくんをもう少し発展させようという話は、文化課のほうと私どものほうで話はしておりますが、ほかのゆるキャラとかそういうことについては、今のところ話のテーブルに乗ったことはございません。

以上です。

○２番（寺﨑太彦君）

やっぱり情報発信、なかなか限られた中でしていかないといけないのはわかりますけど、情報を発信していくことが大事と思いますので、いろいろ比較検討しながらしてもらいたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に、原付のご当地ナンバーをつくってはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

私のほうからは、２番議員の寺﨑議員、情報発信についてということの２番目、原付のご当地ナンバーをつくってみてはという御提案と思います。大変ありがとうございます。

議員御承知のとおり、最近のことを申し上げますと、全国の各市区町村で原動機付自転車のナンバー、ご当地ナンバーと言いますが、それを道路運送車両法の管轄規制下に120cc以下のいわゆる原付バイク、それから小型特殊自動車などのプレートを町独自でユニークな形、米型とか雲型とか、またユニークな図柄を用いた自治体が昨今ふえてきております。

今から約６年前に、2007年に四国松山市が初めて導入をして以来、全国的な広がりを見せているわけでございますが、一昨年から急増いたしまして、平成24年度末では全国1,719市区町村のうち159市区町村、9.2％に当たりますが、導入をしており、今年度の51市町村を加えますと、約210市区町村が導入をしておるという状況でございます。

県内では御承知のとおり、基山町、それから鳥栖市が昨年の２月に一緒に合同で、コラボでプレートをつくられていたようでございます。基山町は「きやまんちゃん」とか、それから「とっとちゃん」とか、そういった形でのキャラクターで好評を得ているということを聞いております。それから、白石町が昨年の12月、これは「しろいしみのりちゃん」と、そういう自然を背景にしたもの、それからことし１月になりまして、嬉野市では「嬉野温泉」というふうなことでのユニークなナンバーをつくっているということでございまして、嬉野市は50cc以下の原付バイクというふうなことだということをお聞きしております。

さて、本町ではこの原付バイク等はナンバーの交付、それからデザインにつきましては、町条例の91条でマークを掲載されておりまして、今のところそれに基づいてしております。それがいつだったか私もちょっと承知しておりませんが、条例事項であるということで、それを変えるということになると、条例でのデザインを変えるというふうなことがまず一番初めにしなければならないものじゃないかと。ほかの町村では公募なり、例えば地元の学校の生徒さんたちにデザインを募集というふうな方法もいろいろあるかと思いますが、そういっ

た状況の中では予算の面、それからどういった対象にするか、50cc以下にするか、それとも90cc、125cc、農耕用も含めたところでするかというふうなこともございますが、この議員御提案につきましては私も情報発信の観点から大変いいことだと思っておりますので、税務課としては前向きに検討したいということで考えておりまして、財政当局のほうに今後の予算の展開、それからまた町長の御判断ということもあると思います。今現在、50ccのプレートが、３年前につくったんですが、残り49枚しかございません。去年の24年の実績がちょうど49枚で、今年度末で終わるんじゃないかということも含めまして、来年度はいずれにしても購入しなければなりませんけど、議員御提案のように今後前向きに検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○２番（寺﨑太彦君）

あと49枚ということで、ことしじゅうに終わるかもしれないとか言われたので、やっぱりそんな変わったナンバーをつけたバイクが走りよって、なかなかナンバーとかほとんど走りよっとは見らんと思いますけど、やっぱりそこでちょっと変わっていたら、あれ何やろうかといって、やっぱりそこで興味が湧くし、またデザイン等を変えて、名物、上峰町もいろいろありますけど、そこら辺の知名度の向上や観光振興などを、先ほど申されたとおり知名度向上を目指して前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に、ふるさと学館の見学者の数と展示について、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

それでは、私のほうから寺﨑議員の情報発信に関する御質問の３番目の項目、ふるさと学館の見学者の数と展示についてということで、御質問にお答えしたいと思います。

まず、御質問の中で展示という文言がございましたので、このふるさと学館の見学者数を郷土資料館の見学者ということでお答えさせていただきたいと思います。

郷土資料館の見学者については、図書館の利用者のようにパソコンで管理を行っておりませんので、現在、数の把握につきましては２階の展示室の入り口に設置しております見学者名簿に見学者御自身でお名前等をお書きいただくような形をとっております。これを毎日カウントして積み上げている数字がありますので、それを御報告申し上げたいと思います。

ふるさと学館は、本年７月で開館20周年を迎えます。開館以来、見学者の総数は昨年度末、24年３月末までで１万474名に上っております。平均しますと、年間523.7名となっております。開館当初の５カ年を見ますと、平成５年度の開館年ですが、1,746名、６年度が1,289名、７年度が999名、８年度が1,171名、９年度が819名という数字が残っております。この５カ年の平均をとりますと、年間1,204.8名ということになります。平成10年度が572名、平成11年度以降は毎年300人から100人台の数字が残っております。平成20年度から24年度の直近５

カ年間の年平均でいきますと、年間250名という数字が残っております。この統計の数字は、一度見たら後はかわりばえをしないという歴史系の博物館や資料館における展示が、かわりばえしないから１回見ればいいというような、そういった課題を如実にあらわしていると言えると思います。

この中で、平成16年に県立美術館の主催事業なんですが、美術館が持っております県内の作家の絵画等を中心とした作品を、県内のこういった展示施設で巡回をして見ていただくという巡回展という事業がございまして、それを平成16年の２月に行っております。その際には、２月の見学者が497名という数字が残っております。開館以来、これが最高の記録となっております。こういうことから、町民の皆様は資料館でいろいろな、多様な展示をしていけば、見に来ていただけるという状況にはあると思いますが、企画展を定期的に行えば、こういった見学者数の増が見込めると思います。

しかし、現在の状況で申し上げますと、企画展に係る専業の学芸員が今おりません。こういった企画展をやるとなると半年ないし１年間のスパンで計画をしていって作業をしないといけないという実情がございますので、残念ながら現状ではうまく資料館としての機能を全うできていないのかなというところが現状でございます。

以上、とりあえず見学者の数と展示ということでお答えとしたいと思います。

○２番（寺﨑太彦君）

私も２階の郷土資料館ですかね、１回ぐらいしか行ったことないかなて、そこをハード面で見れば、ふるさと学館全体を見れば、電動スロープや会議室、展示室等々、かなり充実しておると思います。そして、ふるさと学館のホームページでは、「ふるさと創生事業の一環として「人づくり」を目的に建設された施設で、町の文化のシンボルとして多くの皆さんにご利用していただけることを、願っています。」と書いてあります。

先ほど課長さんが原因というか、少なくなっている原因を的確に指摘されたと思います、人的に足りない、それと企画もちょっとできていないということで。そこら辺、町長としてはどうなんでしょう、人が足りないということをどう思われるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ふるさと学館の利用者数が少ないことについてでございます。このふるさと学館の利用者をふやすための取り組みが必要だという認識でありますが、現状のところ職員数が少ない中、いたし方ない、また全て財政状況の話をするとお叱りを受けるかもしれませんが、新たな取り組み、また人員配置、こうしたことが重要になってくるというふうに思っているところです。

○２番（寺﨑太彦君）

財政的も厳しい、人的も厳しいとか言われると、ちょっとなかなか質問しにくいですけど、やっぱりふるさと学館は上峰町の歴史や伝統文化、自然などを見て、できればそれを触れて

体験しながら楽しく学べるところだと思いますので、あわせて町の情報発信をしていけるような施設にしていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

まちづくりについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

これも寺﨑議員、その同僚の議員様から御指摘をいただいておりますが、行政の新たな方向性ということで御質問を受けております。

新たな方向性ということで申し上げれば、議会の皆様の御提案をしっかりと聞き入れると。しかも町民の皆様方の御意見が反映されたもの、また客観的に優先度の高いと思うものから実行していくということに尽きると思っております。特に私自身が思っておりますのは、農業については非常にこれから問題が多くなってくるというふうに認識をしておりまして、70歳から74歳が販売農家数の一番多い年齢であり、その次に多いのが74歳から79歳ということで、これが2010年の農林業センサスの統計の答えだということでもございまして、３年前の資料であります。そういう意味で言いますと、これから５年間、農地の流動が大きく出てくるということに備え、また成長戦略の第３弾、安倍政権がこれから農業の土地の集約ということと、農産物の販売促進、海外に打って出る、そういう取り組みを強めておられるということに備え、できるだけ早くに農業振興、そうした会議体をつくりたいということで、６月１日付で規則を制定しまして、これからあすの動きをつくるところでございます。また、子供、子育てに関しましては、先ほど原田議員から御指摘もありましたけれども、国のほうで子育て支援、地域で子供を育てるための幅広い施策のパッケージ化が必要だというところでもありましょう。もちろんこれはできるところから財政を鑑みてやっていかなければいけないということで、新たな取り組みとして言えると思っております。

まちづくりプランについては、今回選挙期間中にお示ししたわけですけれども、先ほど申しましたように、既に事業が始まっているもの、またこれから議会との議論の中で進められるものを掲載させていただいておりますが、先ほど申しました農業について言えば、農地・水向上活動事業を通じてこれまでの地域で農業、また農道の周辺の整備を皆さんで行っていくということに加えて、農道や水路等の小規模な改良工事等ができる予算を、同じ要領で、各地といいますか、江迎地域、また堤地区等に振り分けていくということを考えておりますし、また、かねてから議会の請願も受けましたクリーク防災事業につきましては、今年度から事業実施するということで、これもかなりの年数を要するわけでありますが、計画的に実行を見ていかなければいけないということでございます。

こうした継続的に続ける事業をしっかり予算の計画にも裏打ちして進めておりますので、それぞれ単年度でも費用がかかるものも多うございます。加えて、これから交付税が縮減されるということに備えるためには、今ある事業をできるだけより多くの人に活用してもらうということ、また発信をしていくということがまず一番重要なことじゃないかと思っておりまして、新規事業を選挙のたびに提案申し上げて財政が膨らむようなことがあってはならないという視点で進めざるを得ないことをお許しいただき、答弁とさせていただきます。

○２番（寺﨑太彦君）

同僚議員から同じような質問が出ておりますので、財政難でなかなかやりたいことができないかもしれませんけど、住民の皆さんが喜んでいただけるような行政をやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で２番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、２時20分まで休憩いたします。

午後２時５分　休憩

午後２時20分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○３番（橋本重雄君）

改めまして皆さんこんにちは。３番橋本重雄がただいまより一般質問の通告書によりまして、質問をさせていただきたいと思います。

１番目としまして、新町長としての抱負ということで、前同僚議員も質問あっておりましたけれども、私は私なりに、町政をどのように進めていこうと考えてあるかということで聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、道路整備についてということで、朝の交通情報なんかを聞いておりますと、国道34号線の渋滞がいつも毎日報道をされているところでございます。これも、我々議員陳情にも参りまして、それ以降、まだ状態は全然変わっていないような感じがしますので、ここに質問を上げさせていただいております。

それと、同じく県道の神埼北茂安線の進捗状況ですね。

続きまして、３番目に職員採用についてということで、平成24年度の末で職員さんがちょ

っと多めにやめられたということもあるので、どのような採用計画をされているかということで、ここに上げております。

続きまして、資源ごみの回収についてということで、資源ごみにつきましては、各地区で月に２回ほどあっているわけですけど、今、特に若い人は勤務状態が普通の時間帯じゃないという人が物すごく多いもので、そういう方たちから、以前役場のほうで回収されておったような状態に戻してもらえないかという希望が大変多いものですから、ここに出しております。

続きまして、すぱーく上峰の維持管理についてということで、あそこの施設の利用者が、利用するようになっている事務所があるわけですけど、そこに今、民間企業さんが入っていらっしゃるということで、そういうことができるかどうかということをお尋ねしたいと思いまして、ここに上げております。

以上です。よろしく御答弁お願いします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、新町長としての抱負について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

３番橋本重雄議員の新町長としての抱負、町政をどのように進めていこうと考えているかということについて、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、先ほど来、議員の皆様方から質疑があった際にお答え申し上げましたとおり、継続性をしっかり守りながら、かつ住民の皆様方の代表である議会の皆様方の御提案を逐次進めていくということで請願に重きを置いて、これに取り組んでいくということを考えているところです。

例えば、先ほど寺﨑議員からいただいた御提案もそうですし、以前いただきましたメガソーラーの提案等も、逐次、今現在進めているところでございます。これは、議会の皆様方の御承認を得られれば進められる格好になっております。

また、先ほど申し上げました、昨年、一昨年以前より、請願でなるべく早い対応をと言われてきた案件について、年度を越えて各年度ごとに事業予算を確保しながらやっているクリーク事業だったり、また農地、水事業だったり、町単費と国費が入るもの等がございます。これらをしっかりと進めていくということで、継続性を重視しながらやっていきたいというふうに考えているところです。

また、加えて新たな事業につきましても、議会の皆様方の多様な御意見の中から、予算の範囲でできるところから進めていくことが必要だと思っております。そのときの視点は、この政策が町の発展にどう影響を与えることができるかというところで、効果の高いものから判断していきたいと思っておりますし、私自身はそうしたいろんなアイデアはあるものの、議員の皆様方と協議しなければ進めていくことは、議会に失礼だというふうに思っておりま

すので、例えば、子供の医療費助成につきましても、今後方向性の案を出して、議員の御意見を賜りながら、年度途中でなく、年度の初めにきちっと周知期間も設けて実行でき、行政内部にもいろんな問題が生じない形で進めていける安心できる体制、また行政であるべきだという考え方を持っております。

以上です。

○３番（橋本重雄君）

前議員のところでもお答えがあっておりましたように、総合計画とかマスタープランとか、それから公約とか、そういうふうなものを参酌しながら継続性のあるやつを、また議会と協調をしながらというような考えで、今後進めていかれるということでよくわかります。

それで、私としては町行政を進めていくためには、やはり町長と幹部職員さんとの意思疎通というのが、特に必要だというふうに感じているところです。それで、トップダウンもよろしいときもあるでしょうけれども、職員の意見をよく聞いて、それで方向を決めたりすることがあるような姿勢を示してもらえればなというふうに感じておりました。私はそういうふうに思いますが、町長としては、どんな気持ちで職員と仕事を進めていこうと思っておられるか、お尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の再度のお尋ねでございますが、例えば、私の町づくりプランは、まだ御披瀝を皆様方にしていないのは大変恐縮ですけれども、機構改革を掲げております。

それは、どういう機構にするかということは別にして、今、職員数は68名になっているという中で、どういう機構があり得るのか検討をさせて、職員の意見を聞きながら、住民サービスが維持できる機構のあり方を考えていきたいという、対話の手法を取っていきたいと思っておりますし、また組合との交渉の中では、今、住民サービスとして行っている事業がございますが、職員負担につながっているということで意見をもらうものもあります。そうした事業については、それにかわる住民サービスの向上につながる、別の事業展開ということで検討できないかということで、今お諮りをしているところでございます。

こうしたやり取りを通じて、職員の現況68名の負担がなるべく少なく、また住民サービスの維持が可能なものをつくり上げられればと思っているところでございます。そうした意見交換の必要性は、議員御指摘のとおり十分認識をしております。

○３番（橋本重雄君）

職員とのそういうふうな管理につきましては、そういうことでよく協議をして進めていただければと思います。

それと、もう１つ、私ちょっと感じておりましたけれども、やはり上峰町はただいまちょっと財政的に大変窮屈なときでありますので、高率の補助金ということとか、そういうとにかく国、県に出向いて町長がやっぱり顔を広げて、事業を進めるような形で取り組む姿勢が

必要じゃないかなと、私日ごろ思っておりました。

それで、こんなこと言ったらおかしいですけれども、給料も今期から当たり前になりましたので、国、県に手土産でも持って、しっかり予算獲得に頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の御質問にお答えを申し上げます。

本当にまさしくおっしゃるとおりでありまして、国、県を通じて予算の確保をするということが、歳入増という意味では必要であります。これまで以上の連携を取るための体制、また実際、今回よく理解したのは政策提案といいますか、各役所に先行して申し上げていくことで、その予算の確保ができるということも、そういう属人的な世界というのも行政の中にはある、県も国もあるということも理解しましたので、そういう関係をつくるための体制と、また加えて実際の提案を先んじて行うことがいかに重要かということも痛切に理解したところでございます。

今後、これまで足りなかった分だと思っておりますので、防衛の関連市町村交付金のような形で、恒常的な財源の確保になるような動きを進めていきたいというふうに思っています。

あわせて企業誘致についても、民間宅建業者等の協議を通じていろんな情報を集約できる、そういう場が必要だというふうに、今回の就任に当たって思ったところでございました。

○３番（橋本重雄君）

最近、新聞とかを見ていますと、よその町村の取り組みが結構載ってきているわけですけれども、上峰町としては、ちょっと今のところ余り目立ったものがないわけなんですけれども、やはり企業誘致なんかも、やっぱり財政面から恩恵が結構ありますので、積極的に取り組みをしていただきたいというふうに思います。

先ほど、私もちょっと今まで思っていたことを町長にお話をしましたけれども、今からの４年間、肝に銘じてもらって頑張っていただければというふうに考えております。

以上で、この項終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

道路整備について、まず第１に国道34号線の進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江﨑文男君）

私のほうからは、橋本議員の道路整備についての中の、34号線進捗状況につきまして答弁申し上げます。

議員よりは平成23年12月定例議会において、この34号線の取り組みについてということで質問があっております。当時、地区からの要望でありました交差点から切通川までの区間での交差点改良につきましては、国道事務所と協議をいたしまして、事務所としてはなかなか

切通川までだったら整備の効果が認められないということで答弁をしたところでございます。

その回答を持って、翌年３月４日に地区への説明会に行っております。地区の意見といたしましては、歩道の必要性はあられるようですけれども、交差点改良に伴う右折レーンの十分な滞留長の確保に伴う道路の拡幅につきましては、まだまだ御理解がいただけなかったのが現状でございます。

ただ、この地区説明会におきまして、区長さんを代表としますこの34号線の地区協議会の設立をお願いしたところでございます。この事業採択につきましては、地元関係者の事業推進についての同意が何よりも必要かと思っております。今後は、この協議会と密に連絡を取りながら進めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○３番（橋本重雄君）

今答えていただきました切通地区の協議会ですかね、それを持って進めていきたいということですけれども、直接、法線的なこととかはまだ出ていないんですか。

○振興課長（江﨑文男君）

案的なもの、法線的なものにつきましては、幾つか案が出ております。先ほど答弁申し上げました、交差点から切通川までの区間の地区からの要望、それに対しても図面をつくっていただき、先ほど言いました説明会の折に一応公表はしております。ただ、ほかの案につきましてが、なかなか御存じのとおり、あの国道34号線につきましては北と南とに住宅がはりついておりますので、なかなか案を提示するということにつきましては、国土交通省との話の場が調っていないところがございますので、説明会の折には、なかなかちょっとまだ表に出されないのが現状でございます。

○３番（橋本重雄君）

それでは、その法線もまだ出せない部分があるということですので、もう結論から言えばまだまだ時間がかかるというような感じだと思うんですけれども、何事でも同じですけれども、やはり困難な箇所をやり遂げようと思えば、並大抵の苦労ではやっぱり完成はしないわけなんですよね。それで、当然、34号線の交差点の道路の北と南とに家屋があるわけですので、その家屋移転とかも生じる関係で難しいとは思いますけれども、これは、やっぱり職員がやる気を持って対応しないと、前回、陳情に行ったときも国会議員さんがおっしゃいましたけれども、それは課長も当然知っていると思いますけれども、やはり地権者の同意がないことにはどうしようにも先に進まないからですね。毎日毎日渋滞というのは、現況としてはあっているわけですから、それをいかにして解決するかということを真剣に考えないと、やっぱり利用される方については、要するに町役場は何をしとるかというような気持ちで通っていらっしゃる方も多分多いと思いますので、その点積極的な取り組みを早目に進めないことには、町の取り組み姿勢というのを疑われるような形になると思いますので、その点、町

長の考え方を一つ御披瀝いただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の取り組み姿勢についての御質疑でございます。

おっしゃるように、この道路改良、国道に関する事業の進め方については、公共事業を費用対効果で国のほうが、数年前に費用対効果で効果のあるもの、かつ地元の地権者の同意がまとまらなければ、何といいますか、調査費用もこれまではつけていただいていたらしいんですけど、つけられないというところで、まず地区の方々の地区協議会、推進協議会の設立をお願いするしか手だてがなかったということで、大変、皆様方にも早目の改良をという声に対して御期待に添えない部分があったかと思っております。

今、政権交代しまして、その調査、設計等について、以前のように柔軟な対応ができないかというところも、私お願いをする必要があると思いまして、先般、東京のほうに陳情に行って参りました。それで全国治水会長の陣内先生のほうから、国道事務所のほうにお声かけをいただき、今、国道事務所に改めて協議に行く日程を調整しているところでございます。

もしそうなると、仮にでございますが、まずは調査は始められるということになりますが、いずれにしても、この地元の地区推進協がしっかりまとまることが、事業を進める上に当たって必要なことでありますので、こうした地区の区長さんに働きかけを詰めるとともに、私ども役所としても、何かほかのやり方がないかということを検討していきたいというふうに思っています。

○３番（橋本重雄君）

この事業を進めるためには、その地区の協議会ですか、懇談会か知りませんけれども、そういうものをつくってやっていくということですが、その話し合いというのは何回ぐらい開催されていますか。

○振興課長（江﨑文男君）

今まで国道34号線につきましては、延べ４回地区へ出向いての説明会、そのうち１回が佐賀の国道事務所から出向いてもらって意見交換会というのをしているところです。延べでいきますと、今まで４回地区のほうに出向いて説明会をいたしております。

○３番（橋本重雄君）

その説明会での感触は、どういうふうな感触ですか。

○振興課長（江﨑文男君）

先般から申し上げております、要望書へつける同意書というのがございまして、要望書の中に地区の同意書をつけてくださいということが何年か前ありました。そういう中で説明会をしたときに、事業に対する推進といいますか、その前段として事業計画作成及び測量調査に入るための立入検査の同意というものを、一応うちとしては取っております。

それで、出席者のうち半数ほどは一応同意をいただきましたけれども、全体でいきますと

まだ３分の２ぐらいの同意ができておりませんので、今その同意もなかなか取れないような時点でございます。先ほどの同意の内容でございますけれども、せめて立入調査の許可といいますか、立入調査の同意というところも、半分以下の方しか同意が取れていないような状態です。

○３番（橋本重雄君）

立入調査の同意も取れていないということであれば、もうなかなか事業は進まないという感じがせざるを得ないというような気持ちになっているんですけれども、今後、大体これに取り組む姿勢ですか、どうかなと思うんですけど、なるだけ早い完成ができるように頑張ってください。

一応この項はこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に、②県道神埼北茂安線の進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江﨑文男君）

２番目につきまして、道路整備についての中の、県道神埼北茂安線の進捗状況につきまして、御答弁申し上げます。

県道神埼北茂安線につきましては、先ほどの国道34号線同様、平成23年12月の定例議会におきまして議員より質問があっているところでございます。

この県道の進捗状況につきましては、昨年度に中村地区と一部の九丁分地区の未買収地区につきまして、用地買収が完了いたしております。これにより加茂の交差点から九丁分地区までの区間は、交差点の一部未買収地区を残して全ての用地買収が終わっております。

また、この交差点の未買収地区につきましても、今年度、県といたしましては交渉に入っていくということでございます。これができましたら、加茂の交差点から九丁分校区の工事着手になってくるかと思っておるところでございます。

以上です。

○３番（橋本重雄君）

加茂の交差点から九丁分までの路線で、あと１人の方の了解が取れていないということですので、それは早急に了解を取っていただいて工事に入るように努めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○振興課長（江﨑文男君）

この事業につきましては、県の事業といいながらも、先ほど申し上げました中村地区及び一部の九丁分地区についての買収のほうにも、私たち建築課のほうも随行し一緒になって用地買収をしたところでございます。加茂の交差点のこの１件につきましても、必要であれば一緒に県と出向いて早速話し合いの場について行きたいと思っております。

また、県にお願いしているのは、それと並行しながら単費でもつけてもらって、早目に調

査、設計等も急いでもらうように要望をしているところでございます。

○３番（橋本重雄君）

はい、わかりました。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

職員採用について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員の職員採用について、平成26年度役場職員採用予定はというお尋ねにお答えを申し上げます。

財政的な事情により本町では平成18年度以降、職員の新規採用を抑制してまいりましたが、これ以上人員の減は業務に支障を来すこととなり、また年齢構成が将来的に著しくアンバランスなものとなりますので、平成23年度より新規職員を採用いたしております。しかしながら、定年退職者に加えて中途退職者や死亡退職者が出て、新年度にはふえるであろうと見込んでいたものが、結果的には職員数の減少というふうになっております。

平成24年度は定年退職者が１名でしたので３名の募集をして、25年度は前年度より２名の増を予定しておりましたが、中途また死亡退職によって４名の減ということで、今年度の職員数は死亡退職１名に加えて、年度末に中途退職者が３名ということで、前年度に比べて２名減の68名となりました。

平成26年度の採用予定についてでございますが、平成24年度に設けました勧奨退職要綱において、勧奨退職の申し出期限を６月末日までとしております。よって、それ以降、早い時期に採用人員等を決めていきたいと考えております。

○３番（橋本重雄君）

今、町長が答えられたように、急な退職者があったりで計画どおりうまくいっていないところでございますけれども、一応定数管理上、上峰町には大体何名ぐらいの職員が必要かというのがおわかりでしたらお願いします。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

職員採用計画及び職員定数についての、本町で定めております定数78名ということでございます。

○３番（橋本重雄君）

78名ということですので、現実的に10名ほど不足という形になるんですね。これはやはり将来的な数字でしょうが、これに近づけていく必要もあると思うんですけど、やはり単年度で余り人数が多いと、後、退職のときでまたそういう問題が生じたりするものですから、やはりある程度計画的に採用するような形で、職員は採用されたほうがいいんじゃないかとい

うふうに思います。

これは統一試験のほうで選抜はされると思っています。統一試験ももう間近でしょうから、財政的な面もありますので、そこら辺の人数的には一挙にというわけにはいかないと思いますので、そこら辺を勝手よく検討しながら採用人員は決定していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

資源ごみ回収について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

橋本議員さんの資源ごみ回収について、以前、役場駐車場で回収していたが再度回収できないかについて、私のほうより、当初始めた理由と、平成22年９月末日をもって役場駐車場での資源ごみ回収が終了した理由を踏まえ、答弁させていただきます。

始めた理由は、平成16年４月から鳥栖・三養基西部環境施設組合の改良に伴い、各地区での資源物回収を実施するに当たり、環境美化推進員である区長様たちに分別収集を学んでいただきたく始めております。曜日と時間は、毎週月曜日、火曜日午前８時30分から午後４時までででございました。

次に、終了した理由についてですが、平成16年より６年６カ月の経過措置の中で、各地区では区長様と分別推進員の皆様方の御尽力により、分別の仕方が周知され浸透してきましたが、役場前のごみの量だけがふえ続け、当初の目的である分別に対する理解が得られないまま、ごみのポイ捨ての状態が続き、また事業所等からの一般廃棄物が搬出され始めたので終了をしております。特に、終了時の平成22年９月の１カ月間の町内の資源ごみの収集量は、実績として２万8,370キログラムで、そのうち役場前の分は１万3,470キログラムでございました。終了した翌月、10月分は２万1,360キロで、直近のことし３月では１万9,590キログラムとなっております。

このことは、地区の区長様と分別推進員さん、さらに皆様方の努力の賜物と考えております。現在もごみの減量に向け、25地区38カ所で分別収集が定着しておりますので、再開はすべきではないと考えております。

橋本議員さんの質問事項の説明の中で、若い人たちが勤務状態が違うため希望者が多いということですけれども、私は昨年５月、資源ごみ回収箇所である38カ所全地区を自転車で見て回りました。そうしますと、若い人たちもきちんときれいに分別して持参をされており感心をしております。

また、役場の窓口のほうに転入されてきた人たちには、ごみの資源物の分け方、出し方の表があります。これに基づいて説明をしておりまして御理解を得ております。

そして、どうしても出し忘れされておられる方については、リサイクルプラザ、いわゆる

上峰町と鳥栖市、みやき町で構成する鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザを御紹介しております。直接持ち込みの一般家庭の実績といたしまして、平成22年が195.73トン、平成23年が252.04トン、平成24年は260トンということで、直接リサイクルプラザのほうに持ち込みも多くなっておりますので、こういった状況を踏まえますと、再開はすべきではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○３番（橋本重雄君）

ただいまの答弁を聞いておりますと、いい方向に向かっているというふうに聞こえてきました。それはそれとして、やはり決められた期間になかなか出せないという人はどうしてもおるわけですね。そういう声がありますので。それで結局そういう人たちは、もう後は可燃ごみの中に入れて処分するか、燃える分についてはですね。缶とかは別としまして、そういうふうな処分の仕方に変わっていっているのではなかろうかなと思うんですよね。それで、要するに日にちと時間を切って資源ごみを出さなくちゃいけませんから、それにどうしても不都合なときがあるわけですよね。そういう関係でそういうふうな声が多分あると思うので、今の町当局の考え方としては、改善のほうに向かっているから、やる気はないというような御答弁ですので、それはそれとして、そうはいったものの、中にはそういう不便を感じている方がいらっしゃるということも頭の隅に置いていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。すぱーく上峰の維持管理について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

橋本議員のすぱーく上峰の維持管理について、質問要旨として事務所を民間企業に貸すことについてという御質問をいただいております。

このすぱーく上峰管理棟事務所を民間企業に賃貸した経緯について、申し述べさせていただきたいと思います。

当該民間企業は、平成25年２月15日に設立されました農業生産法人株式会社元気もりもりファームでございます。組織本部は久留米市に本店を持ち、久留米センター青果株式会社が出資母体であります。業務内容としましては、野菜全般の栽培、収穫、加工販売並びに青果の出荷、集荷を目的に運営されております。

そもそもこの企業と上峰社会福祉協議会とが接点を持ちましたきっかけは、当該企業が収穫した野菜を、社会福祉協議会が経営いたします障害福祉サービス事業所ふれあいかんの利用者に、加工をお願いできないかという打診を受けたところから始まっております。

橋本議員御存じだとは思いますが、ふれあいかんの利用者は授産事業として企業から受託した作業をこなし、労働の対価たる賃金をいただいております。この加工作業賃には何らか

の商品の袋詰めや箱の組み立てなどの１つの商品の完結で、２円から３円の範囲で企業から受託料をいただくものでございます。この処理の２円ないし３円という金額は、障害福祉サービス事業所では平均的なものでございますが、これらの金額で何百、何千と商品を完成させていただいて、数千円という受託額をいただかれているのが現状です。

一方で、先ほど前述しました元気もりもりファームの加工賃金の打診提案は、１つの野菜袋詰めで10円程度の支払いを行うということで、これがよい話であるのかそうではないのか、社会福祉協議会としては当該企業の母体の確認、及び既に久留米市で実施していらっしゃいます久留米市所在の障害者施設に対する加工委託事業の実態も調査をいたしまして、これらの受託事業の検討を重ねてまいりました。当該企業の熱心な事業の付加価値を上げる提案をいただき、このことが当該民間企業と賃貸した１つの理由でもあります。

また、その後当該企業が、本年の３月初旬に上峰事業所の事務所を探されておられるということをお聞きし、その事務所の使用目的については、パソコン及びファックス等を設置し、久留米本店との事務管理のやり取りに使用したいということであり、本協議会の運営に悪い影響を及ぼす組織ではないということと、また、すぱーく近隣の住民の皆様に対し迷惑になるものでないという判断がございます。

また、町といたしましては、その遊休地、耕作放棄地の解消を現在行っていただきまして、公共性の高い事業だという視点で、了解を私自身は個人としていたしております。

また、社会福祉協議会が経営するすぱーく上峰が設置後、実は13年を経過いたしまして、経営資金収支面において、施設の修繕補修代が以前より多くかさんでいる事実と、近年の電気料の高騰傾向を鑑み、当該企業の賃借料の増額見込みは、施設の利用料収入以上に固定的に数字を見込めるものとしてありがたいものでございました。

本年４月より発生しています、その賃貸額においては、当然のことでありますが、もう１つの管理棟事務所を賃借されておられます組織、のらんかいバスを運営する有限会社上峰タクシーと当該元気もりもりファームの家賃のあり方では違っており、上峰タクシーの家賃のほぼ倍額をいただいているところでございます。

現在では、すぱーく上峰の修繕補修のための予備費を組める体質改善ができておるところでございます。

これには、本年３月末に開催しております社会福祉協議会の理事会、そして評議員会の皆様の意見を拝聴し、議案第７号としてその承認を賜り、またこのことが協議会の規定に抵触しないという判断を司法書士の方からいただき、御承認のもと平成25年度の予算に反映させていただいているところでございます。

長々と申し上げましたが、議員におきましても、社会福祉協議会の運営につきましては、重ね重ね御理解いただいておりますとおり、今後も今まで以上に御協力をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○３番（橋本重雄君）

ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、それはそれとして、あそこの事務所というのは、大体すぱーくを利用する人のための事務所だと思うんですよね。そして、あれはＢ＆Ｇの補助金をもらってつくってあると思うんですよ、あの建物は。そういう関係で補助金適正化法の問題もあると思うんですけど、そこら辺はどんなふうになっていますかね。

○町長（武廣勇平君）

Ｂ＆Ｇの補助金を受けていることについて、その点も司法書士の方々の判断を仰ぎ、法的なところで問題はないという判断をいただいた上、協議会の理事会、評議員の皆様方に御提案して承認はいただいているという経緯は申し上げられますが、私自身がそこに知見を持ちませんで、法令的にどの部分に問題があるかということが、もしあるとするならば後日教えていただければというふうに思います。

○３番（橋本重雄君）

もう１つ補助事業で取り組んだ分については、やはり補助金の適正化法というのがありますので、そこの関係は多分あるというふうに思います。それで一応あそこは財産的には上峰町の財産で行政財産でしょう。それで普通、行政財産を別の用途に使うとするならば普通財産かなんかに変えなくてよろしいですかね。

○健康福祉課長（岡　義行君）

まず１つが、町の行政財産じゃないかというような話なんですけれども、あそこのＢ＆Ｇの土地につきましては町の所有でございます。なお、建物につきましては、社会福祉協議会のほうがＢ＆Ｇ、先ほどの補助金を利用しまして建てられた建物だと認識しておりまして、現在、のらんかいバスの事務所として使われているところも、社会福祉協議会と賃貸借契約で結ばれております。

なお、現在１室、今回貸しているところの部屋につきましては、以前、町の婦人会のほうが会議の拠点として使われておりました部屋で、婦人会のほうが休止されておりますので、その休止されました部屋を、今回、農業生産法人のほうに賃貸借ということで、１年の更新契約ということでされているところでございます。

以上です。

○３番（橋本重雄君）

はい、わかりました。これで結構です。

○議長（大川隆城君）

以上で３番議員の質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、３時25分まで休憩いたします。休憩。

午後３時10分　休憩

午後３時24分　再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

４番碇勝征君お願いいたします。

○４番（碇　勝征君）

こんにちは。４番碇勝征でございます。通告によりまして質問申し上げます。

まず、武廣町政、目指す行政運営はということで、２期目に入り、どういうものをメーンとして取り組むかということでございます。４名の同僚議員のほうからそれぞれありましたので、それ以外何かございましたらお願いしたいと思います。

次に、広報とはということで、４月号の「広報かみみね」を見てみますと、内容が、これ例年、ずっと以前見てみますと、４月は当初年度の発刊ということでございますので、当然１年間の施策なり予算の関係が掲載されるべきだったというふうに思いますけれども、そこら付近の経緯をお伺いしたいと。

道路行政、請願の扱いということで、これはせんだって坊所、三上地区道路整備についての請願が、私ほか同僚議員のほうで紹介議員になりまして提案をし、振興委員会、議会で承認をし、執行部に送られた経緯がございますので、その後の取り扱い。それの取り組む姿勢ですね、説明によりますと、３案ということで出ておりますので、この取り組み姿勢についてお伺いしたい。

次に、いじめと体罰の調査ということで、報道によりますと、県の中学校生徒指導連盟なり、県教委によるところの調査を実施すると。それぞれ小学校６年生、中学校３年生ですかね、それから、体罰関係につきましては全項目ということであるようでございますけれども、そこら付近の流れ、内容が調査項目が示されているかどうか。そして、町の教育委員会としての独自調査の考え方等をお伺いしたいと。

次に、分煙、喫煙室の確保ということで、これにつきましては、庁舎の１、２階につきましては禁煙状態ということで、それぞれロビーのほうでされておると。今回、３階の議会棟につきましても、私のほうからいろいろ提案をし、議員同僚の御理解をいただいて、そういう経緯がございますので、この禁煙室の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

次に、消費生活相談所ということで、行政報告されておりました事柄をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

次に、（仮称）将来のあり方検討委員会ということで、これも行政報告の中身でございま

すけれども、鳥栖・三養基地域ビジョンの首長会議の中で７部会の取り扱いという文言がございましたので、その内容をお伺いしたいというふうに思います。

次に、未熟児の対応ということで、これにつきましても地域主権戦略大綱、平成22年に閣議決定されたことによるところの、本年４月からの市町への権限移譲ということでの中身のことでございます。養育の実績なりがどういうものであるか、手続等をちょっとお伺いしたいと思います。

福祉タクシー券につきましては、資料をいただいておりますので、資料を説明いただきまして、中身をお伺いしたいというふうに思います。

次に、御陵公園等の対応経過ということで、都紀女加王なり、御陵公園の取り扱いにつきましては、私は９月なり12月でそれぞれお伺いをしてまいっておりますので、その流れ、経過をお伺いしたい。

それから、整備された公園でございますけれども、利用者への対応が少し足りないんじゃなかろうかというふうなことがございますので、お伺いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、武廣町政、目指す行政運営はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

４番碇勝征議員の御質問でございます。武廣町政、目指す行政運営はということで、２期目に入り、目指すものは何かというお尋ねでございますが、これは引き続き財政の健全化を行っていくということであります。この財政については状況は好転はしているものの、ようやく小康を保つ程度になったところでございます。町政３基金のいわゆる貯金は、就任時67,000千円から随分回復をしたものの、早期健全化判断比率等は20年度23.7％、23年度が21.2％ということで改善を見ておりますが、まだまだ健全だと言える状況ではございませんし、将来負担比率は20年度191.4％から23年度末で113.9％ということで、これも改善をしております。24年度に土地開発公社の所有していた土地についての買い戻しも終了いたしまして、将来負担比率につきましては大きく抑えることができる状況になってまいりましたが、依然としてこの判断比率に注目しながら健全化に向けて努力をしていかなければいけないという一方で、国のほうは交付税等の縮減、また制度の改編、痛みを伴う改革というものを行っていかれる方向性でございますので、こうした懸念材料もある中で、しっかりと健全化を目指していくということが一つ大切だと改めてここで申し上げさせていただきたいと思いますし、加えて、住民サービスの維持、拡充とも申してまいりました。本当に明らかにこの厳しい状況であるがゆえに、大きな投資を伴う事業で真新しさは感じられないかもしれませんが、これは議会の議論、財政状況を一番御理解されている議員の皆様方とともに、できる範

囲から優先づけをしていきながら、他市町に劣る部分は拡充をし、他市町にないものでも本町の住民、また議会の皆様方が求めるものについて、できるところから取り組んでいくという方向性を持っているところでございます。

○４番（碇　勝征君）

財政健全化を目指す、住民サービスに継続して取り組むということ等であったかと思います。

今回の２期目の無投票当選の結果については、町長が４年間、上峰は一つの思いで公約実行に取り組んだ。もちろん同僚議員の中にありましたとおり、100％の公約実行ではなかったかと思いますけれども、それらが町民に認められた結果であると。このことが無投票当選をもたらしたんじゃなかろうかというふうに思うわけです。

今後は、さらに先見の明を持って、先見の心意気で、勇気、公平、平等、決断力を持って町民の目線に立っていただき、町民のための行政運営を町一丸、いわゆる町行政、町長、教育長、職員の皆様、一丸となってこの住民サービスに取り組んでもらいたい。いわゆる信託を受けた町長として、町民のための行政執行を職員ともどもしっかりとやっていただきたい。そのためには庁内のバランスと申しますか、職員の適材適所の配置なりも十分頭に置いていただき、英断をしていただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

再度の答弁ということでありますが、今、これまでやってきた事業についてもしっかりとお伝えして、利用者にまだ届いていないという事業も多々ございますし、これから行うことについても計画的に財政当局とも協議をしながら進めていかなきゃいけない事業も多々ございます。また、皆様にはちょっと真新しく映らないかもしれませんが、議会の議論をしっかり重視して、その中で事業を組み立てていきたいという視点で臨みたいと思っておりますので、また、そしておっしゃっていただきました体制についても実行力を上げられ、少ない職員数でありまして、その職員数の中でやれる体制づくり、機構改革等も考えながら、住民サービスの維持、拡充に向けて努力をしていきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。広報とはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

４番碇議員の広報とはというお尋ねで、４月号「広報かみみね」の内容ということで、先ほど原田議員からも御指摘をいただいた点についてお答えを申し上げます。

この４月号「広報かみみね」の内容について、先ほどの答弁で不十分なところがございましたので、陳謝申し上げて、改めて経緯についてお伝えさせていただきたいと思いますが、

私、３月17日が選挙の投票日ということで決まっておりました。この「広報かみみね」は、御案内のように、４月号広報については３月の初旬に初校を行うということで、その時点ではどなたか立候補者がいらっしゃるかもしれない、新首長のもと広報紙はつくられなきゃいけないという点で、施政方針については掲載するべきでないという判断で、議員御指摘の４月号「広報かみみね」に施政方針の内容が掲載されていなかったということになったということでございます。

○４番（碇　勝征君）

申し上げたとおり、通常は、４月号というのは当該年度の当初号でございますので、掲載すべきであったというふうに思いますけれども、ただいま長のほうからは、選挙の絡みということでございましたけれども、私は、そしたら５月号を見てみますと、いわゆる町長の２期目の初登庁ということで、担当課の企画課のコメントが載っているだけで、この５月号には主要施策の掲載なり、予算の公表なりできなかったのかということも申し上げたい。これは編集担当は企画課ということでございますので、企画課長にお尋ねでございますけれども、その掲載するいとまがなかったのか、長の指示でこういう形式になったのか。４月号は理解できました。５月号でできなかった、そこら付近の流れですね。編集、先ほどの町のお話では、前月の中旬ぐらいにはもう取りまとめといいますか、編集まとめというふうなことのようでございますけれども、そこら付近の流れをちょっと課長のほうにお伺いしたい。

○町長（武廣勇平君）

碇勝征議員にお答えを申し上げたいと思います。

この施政方針の内容については、これまで必ず４月号に掲載をしてきたという経緯があり、それを５月号にできなかったということについては大変申しわけなく思っております。７月号が肉づけ予算後の、肉づけと言っても、議員から御指摘いただいておりますように、新規の事業等はこの総合計画の範囲内ということではございますが、わかりやすい表記をすることの提案も町民の皆様からいただいておりますが、それはちょっと広報紙のあり方検討会を現在行っておりますので、来年度以降の対応ということで棚上げしまして、７月号に施政の方針、加えて、今回の行政報告を掲載していきたいというふうに思っております。

また、主要事業につきましては、私はまちづくりプランを定めておりますが、先ほどから申し上げていますように、広報紙や町のホームページに掲載するには少し性格が違うのではないかということで、個人のホームページのほうで完成次第、上げていきたいということで御理解いただければと思います。

○４番（碇　勝征君）

７月号というようなことになるようでございますけれども、いずれにいたしましても、「議会だより」では要点掲載ということで、長のそういう思いとか、そういう部分は見えませんので、もうぜひ「広報かみみね」でこの掲載。

そして中身の取り扱いにつきましては、過日、４月30日に広報紙づくりの意見交換会があったということでございますけれども、そうですね、町民目線の広報紙づくりをやっていただきたい。ややもすると、４月号を見てみますと、いきなり税の関係が目の前に飛び込んできたということでございます。何かそこら付近をですね、スタートのページでございます。もう少し工夫ができないかなと。もちろん通常は広報紙の発行責任者である上峰町長ですかね、そういう挨拶も入ってくるかと思いますけれども、４月号が余りにもいきなりのページ内容であったものですから、そこら付近もう少し工夫していただきたい。意見交換でどういう議論をされたかわかりませんけれども、要するに、見やすい取り扱い、わかりやすいようなことをさらに努力していただきたいということを要望いたしておきます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。道路行政について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江﨑文男君）

碇議員の道路行政の中の請願の扱いにつきまして、私のほうから答弁申し上げます。

道路関係の請願書につきましては、現在、３件参っております。平成21年６月議会に提出されました三上地区内道路整備について、平成23年９月議会に提出されました変則五差路の坊所、三上地区道路整備について、また、平成24年６月議会に提出されました町道八枚坊所新村線の道路補修工事についてが請願され、３件とも次の定例議会により採択をされております。行政といたしましては、採択されました請願書につきましては、採択時の意見内容を吟味し、請願者の意見を聞き、町の財政サイドとの調整を図りながら進めていきたいと思っているところでございます。

変則五差路の坊所、三上地区道路整備につきましては、採択時の意見にもありましたように、全体計画を策定するように述べられておりますので、昨年度調査設計業務を発注し、３案について改良計画及び概算事業費案を議会のほうにお示ししたところでございます。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

請願の扱いにつきまして、今課長のほうから３件ほど出ておるということでございます。この坊所、三上区内の道路整備の請願につきましては、請願理由をちょっと読み上げてみたいと思います。

町の避難道路に着くまでの道幅が狭いために、避難路にたどり着くまでが困難と考える状況にあると。変則五差路の交差点であり、鋭角のため非常に見通しが悪く、交通事故、接触事故等が多いと。３つ目に、小・中学校の児童・生徒さんの通学路が、歩行者も自転車も同じ歩道であるために接触事故等の危険性をはらんでいると。４つ目に、町営のバスのらんかいが、道幅が狭いために平井内科回りできずに、御年輩の方々がタクシー等を使わざるを得

ないような状況下にあるので、この道路につきましては、交通網の利便性の向上や通学路における危険性の改善なり等をぜひやっていただきたい。

この道路につきましては、皆様御承知のとおり、長年の懸案道路であるというふうに私は思っております。

今回、設計が上がっておりますけれども、３案ということでございます。

課長にちょっとお伺いしたいけれども、この３案の中に、今申し上げた請願の理由が全て合致するかどうか、ちょっとそこら付近をお伺いしたい。

○振興課長（江﨑文男君）

先ほど碇議員のほうから請願書の内容、請願理由について４項目述べられております。一応先ほど言いました、うちのほうとしてはコンサルタントのほうに発注する中でこの請願書も見せております。そういう中で、その３案というものができているということで認識しているところでございます。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

この請願につきましては、私ほか３名で紹介議員となりまして、地域の皆さんよりの声を受けまして、町内外から400名近い賛同者のサインをいただいておるということで待望されておるわけですよね。

ところが、今年度の予算を見てみますと、そういう予算の動きもないし、私は、次の取り組む姿勢まで入りますけれども、この変則五差路の請願、いわゆる坊所、三上地区の道路、これは長年の懸案事項の道路でございますし、ここを通行される皆様、いわゆる生活道路としての皆さん危険性を感じながら通行されて、生活道路として利用されておるわけですよね。

そういう中で、３案がよしということでございますので、その３案でやはり取り組む姿勢、いわゆる前に進むようなまずは折衝なり、予算案の対象範囲内に入る地権者に対しての折衝なりをですね、これ私は早急にやっていただきたいというふうに思いますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

今御要望、御請願をいただいた内容を踏まえた設計会社の案だということで、３案が議会の皆様方の御意見をちょうだいし、これで進めるべしという意見をいただいた以上、これに取り組むことが必要だと私も思っております。担当に至急、何からまず始めるべきか、検討をしていただくよう指示を申し上げていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

○４番（碇　勝征君）

今現在、町道米多坊所線に民間開発がされておるわけですね。要するに、南に下る避難道路に行く道路ですね、そこに民間開発がなされておりますけれども、これらの民間開発者に

対する折衝と申しますか、接触といいますか、そういうことはされましたか。

○振興課長（江﨑文男君）

先ほどの変則五差路の南側のところのもとの養鶏場の跡地だと思いますけれども、そこの業者とは接触をしております。うちといたしましては、約６メートルの計画でのセットバックを今お願いしているところでございます。お互いいろいろな条件等がございまして、今の時点としては、相手様からの回答待ちということになっております。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

この坊所、三上地区の道路につきましては、そういう附帯する事柄等も発生をしてまいりますので、ぜひ前向きでこの道路が解消できるような手だてをとりながら折衝していただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。いじめ・体罰調査という質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

碇議員のいじめ・体罰調査の質問についてお答えをいたします。

まず、いじめ問題について、県中学校生徒指導連盟が県内の小・中学生、小学校では６年生、中学校では３年生を対象にアンケートを行うことになっています。期間としては、小学生は６年生ですので小学校６年間の期間、中学生は中学生活３年間の期間となっております。

去る６月４日、この連盟のほうから調査依頼が小・中学校に直接ありまして、調査内容としては、設問が７つありまして、６月５日から６月14日の間で調査期間を設定されております。この調査結果に基づき、10月に開催されるこの連盟の研修会で報告と分析、考察が行われる予定でございます。

あわせて体罰問題についてでございますが、本年２月に文科省がアンケート調査を行ったところですが、新聞報道によりますと、佐賀県教育委員会が独自にアンケート調査を実施すると言われていますが、現在のところまだ実施はされておりません。

最後になりますが、町教育委員会での独自調査ということですが、教育委員会ということでは考えておりませんが、中学校では毎週末に週末アンケート、小学校では学期ごとにアンケートの調査を実施しております。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

ただいま課長のほうから、いじめの関係につきましては、小６の皆さんに６年間の体験と申しますか、そういうことがあったかどうかと、中学校は３年間に加害、被害、傍観ですかね、いずれかの立場になったことがあるかどうかと。さらに、これ新聞情報で私言っていま

すけど、相談したとか、相談できなかったなどなど理由が述べられております。新聞情報によりますと、20問程度云々という言葉がありましたけれども、今課長の話ではどうやったですかね、20問程度という中身ということの設問も来ているんですかね。ちょっとお伺いしたい。

〇教育課長（小野清人君）

ただいま碇議員の新聞報道によるとということでございます。私もその新聞、ここに持っておりますが、25年４月８日の毎日新聞だと思います。ここには、確かに質問は20項目を想定しているというふうに書いてありますが、実際のところ、私が手に今現在持っております。設問は７つでございます。７つですのでちょっと言いますが、問い１、「小学生はこれまでの小学校生活で、中学生はこれまでの中学校生活であったことについて答えてください」ということで、その下に「特定の人に対して複数の人から悪口やからかい、おどし文句がありましたか」、「ある」「ない」とか、そういうのがずらっと設問１で17項目があります。問い２で、「これまでの質問の中で、自分がされたと１つ以上選んだ人は次の質問に答えてください」ということがまた１、２とあります。問い３、「これまでの質問の中で、周囲で見ていたを１つ以上選んだ人は次の質問に答えてください」というのがまた２つあります。問い４、「これまでの質問の中で、自分がしたを１つ以上選んだ人は次の質問に答えてください」、これが２つあります。「先生の対応について答えてください」が問い５です。２つあります。「学校生活について答えてください」が３項目あります。問い７で、「次の質問の中に、自分の気持ちに一番近い数字があるかないか」ということが８問上がっております。済みません。問い８までありました。「あなたは困ったことなど何でも相談しやすい学校にするためにどうしたらいいと思いますか」、そういったことを書くようなことになっております。議員、これを資料として差し上げても結構でございます。

以上です。

〇４番（碇　勝征君）

私は、実は佐賀新聞でございまして、中身は若干違うようでございますけれども、いずれにいたしましても、子供さんがいじめの現状にはまった場合の相談するにもされないような状況に陥るようなことを早期発見し、防止するための調査じゃないかというふうに思います。いずれにいたしましても、このいじめ、体罰というのはなかなか声を上げにくいような状況であるかと思いますので、これは教育委員会として小・中学校にはもちろん、ただいま課長のほうから週末なり学期ごとの調査等々もあるようでございます。この問題につきましては、学校生活アンケート調査というのが、2006年にいじめが社会問題になり、2010年から全校に調査がスタートしたというふうなこともあるようでございますけれども、いずれにいたしましても、こういう最悪な状態に陥らないような対応ですかね、いじめ、体罰につきましての取り扱いを、ぜひここら付近は教育長としても小・中学校への指導なり、もちろん県のほう

からの指導もこれございましょうけれども、地教委としてしっかり日ごろこの問題について真剣に取り組んでいただき、こういう案件が発生しないようなことをお願いしたいと思いますけれども、教育長のほうから一言いただきたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

碇議員のただいまの御質問にお答えいたします。

議員の皆様方、かねてから小学校、中学校の児童・生徒の日常の生活、あるいは学校生活につきまして本当に心を配っていただき、また、御支援をいただきまして厚く感謝申し上げます。

ただいま日ごろからの姿勢という形でお尋ねでございますけれども、このいじめの問題につきましては、もう御案内のとおり、どの学校ででも、いつでも、誰でも被害者に、加害者に、傍観者になっていく、そういうケースでございまして、うちの学校にまさかないということは決して思ってはいけないというふうに思っております。

教育委員会で毎月学校長との協議を持っておりますけれども、その折にも、必ずいつでも、その目でもって児童・生徒を見ておいていただきたい、先生方も常に指導していただきたいというふうにお願いをしているところでございまして、この事案などについての調査も来ておりまして、それから、学校長と話をする機会も多うございますけれども、今現在は、先生と生徒とやはりお互いの信頼関係、これが一番大事でなかろうかというふうなことで、中学校でも全校生徒、あるいは先生たちでそういういじめ、体罰がない立派な上峰をつくっていこうということで話をしてくれております。私は、先生と児童・生徒との信頼関係があっていけば、そういう問題は解決していくんではなかろうかと思っております。

ただ、児童・生徒はまだ未発達ですから、時々踏み外すこともあるかと思います。そのときにしっかりと、それはいけないこと、ここまでしてはいけないことだということを叱ってやる立場の人もいなければいけない。あるいは逆に、いいことをしたら褒めてやって、そしてさらに伸ばして導いていく、そういう役割を持っていかにゃいけない。そういうことで、甘やかすことではなく、やるべきことはきちっと指導していただく。怒るんではなくて、きちっと叱って導いていく、そういう役割を先生にはとっていただきたいということでお願いをしているところでございます。地教委といたしましても、学校に対しては適切に対応していくように、日ごろから連絡を取り合っているところでございます。

以上でございます。

○４番（碇　勝征君）

ただいま教育長のほうから思いを聞かせていただきました。どうぞ最悪のケース、他市町、他県でも亡くなったケースとかいろいろございます。ああいう最悪の状態が起きないようなことで取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

それから、先ほど課長のほうからありましたけれども、この結果報告、10月ですかね、で

きましたら結果をいただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。分煙について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島　徹君）

碇議員さんの御質問の５番目、分煙の質問要旨、喫煙室の確保はというお尋ねでございますので、庁舎の管理担当でございます私のほうから、まず答弁させていただきます。

このたばこに関しましては、まず、我が国のほうで高齢化の進展、それから疾病構造の変化、そういうものに伴い、国民の健康の増進の重要性が増大し、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備というものが求められておりました。

このような中で、平成14年８月２日に受動喫煙の防止をうたいます健康増進法が公布され、平成15年５月１日から施行されております。この法律の第５章第２節、受動喫煙の防止第25条に、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」というふうに規定されております。それで一気に今現在のようにいろんなところでの禁煙ですね、たばこの禁止というものが進んだということでございます。

この法律は、受動喫煙の被害の責任というものを、たばこを吸う方ではなくて、その場所を管理する事業主としたということでございます。したがいまして、健康被害の原因がニコチンと特定された場合、健康増進法第25条の法律を遵守していなかった事業所というふうに認定をされまして、その被害者から責任を追及されるという可能性がございます。責任を負わされるのは、その場所を管理する事業主と、たばこを吸った方ではないというふうになっております。

自治体にはもともとたばこの煙から住民を守るという責務が課されているということでございまして、そういう中で、町民の方をたばこの煙から守る方法といたしまして、以前は全員禁煙だ、分煙だという、そういう議論が活発でございましたけれども、近年の考え方としては、一応の定着といいますか、そういうものを見ておりますので御紹介をさせていただきますが、世界保健機構（ＷＨＯ）の政策勧告では、完全禁煙を実施し、汚染物質であるたばこの煙を完全に除去すること、受動喫煙被害を受けないようにする上でこれ以外の方策はない、分煙では受動喫煙の問題を十分解決できないというふうにいたしております。

また、厚生労働省の受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書では、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。」であるというふうにしております。

以上のように、住民の健康を守るための要請というものが法律上も実態上も存在するとい

うことでございますので、庁舎内に分煙を導入する議論というものは難しいと考えることが適当であろうというふうに思っております。

本来であるならば庁舎敷地内での全面禁煙を議論すべきところかもしれませんが、喫煙される方にも配慮するということも必要であろうということで考えております。今後とも、たばこを吸う人には庁舎建物の外で喫煙していただくように協力をお願いしてまいりたいと、かように思っております。

以上でございます。

○４番（碇　勝征君）

課長のほうから受動喫煙防止法ですかね、そういう法律等々で全面禁煙ということのお話がございました。もちろんその場所、会場地の事業主が責務を負わなければならないということであるようでございます。もちろん愛煙家の皆さんはたばこ税を納めてもらっておるということで、これはもう尊重しなきゃならない部分もございますけれども、先ほど私のほうから申し上げましたとおり、今３階の議会棟におきましても、これは議会の会議規則の中でも禁煙云々ということもございます。議場においては喫煙してはならないということでございますが、現在は議場と図書室が禁煙状態でございました。そのほかにつきましては喫煙できるような状況にありましたものですから、愛煙家の皆様には大変申しわけなかったんでございますけれども、私のほうなり、同僚賛成２名の方でお願いをし、とりあえずは３階のロビーでお吸いをいただくということで、正副議長室なり事務室、議会の控室も禁煙状態にしていただいたという状況でございます。

私は、今課長が申したように、現状の庁舎の中では喫煙室の確保、設置はされないようなふうにおっしゃったのかな。喫煙室の設置についてはされないような状況にあるというふうに私聞こえたんですけれども、外のテラスで、庁舎外で喫煙しなさいというようなことのようでございますけれども、喫煙室の設置というのは、この取り扱いについてはできないものかどうか、将来に向けて喫煙箇所をつくるようなことができるかどうか、そこら付近を町長にお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

碇議員の分煙、喫煙室の確保はという項でございますけれども、お答えを申し上げます。

先ほど担当課長申し上げられましたように、他人のたばこの煙を吸わされる方のために、必要な措置を講ずることに努めなければいけないということ、また健康増進法では、第25条の法律を遵守していなかった事業所は、その被害者から責任を追及される可能性があるということで申し上げているわけではございませんが、自治体にたばこの煙を住民から守る責務が果たされており、今の内容によりますと、受動喫煙防止のために、分煙では、受動喫煙の問題を十分解決できないというところを考えると、この庁舎内の喫煙については差し控えていただくように求めていきたいというふうに思います。

加えて、庁舎外であればどこでもいいというわけではないと思います。住民の皆様から見て喫煙する姿が決してよい評価に映るわけではないと思いますので、喫煙場所についても人目につかないところで職員は既に行っていただいておりますが、議会の皆様方、私も含めて検討して、分煙といいますか、喫煙を外で行っていただき、かつ人目につかないところで調整をしていただくように求めていきたいと思います。

○４番（碇　勝征君）

いずれにいたしましても、このたばこというのは、私ごとで申しわけないですけど、やめて31年ぐらいなりますけれども、家庭でもこれはもう、以前は母ちゃんの前で堂々と吸うていたんですけれども、これはできないような状況になると。今課長なり町長のほうからもお話がありましたような事柄等は当然尊重しなければならないということでありますので、私はそういうことで、そこまでやるのかなというふうなこともございますので、喫煙室の設置についてはできないということであれば、そこら付近の愛煙家に対する理解を得られるような事柄を皆さんに申し述べていただき、御理解できるような方策をとっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

碇議員の御提案でありますこの喫煙についての御意見ですけれども、もう分煙室は十分に健康に悪影響を与える可能性があるという時点で、庁舎外の目立たないところで吸っていただくように求めていくしかないというふうに思いますので、そのように考えていきたいと思います。求めていきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。消費生活相談所のことについて、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。碇議員の御質問、消費生活相談所の件につきまして御答弁申し上げます。

町では毎月第２、第４金曜日に消費生活相談所を開設しておりますが、昨年度は23件の相談があっております。相談の主な内容につきましては、契約のトラブルが最も多くて15件、次に、クーリングオフが４件でございました。

以上で答弁を終わります。

○４番（碇　勝征君）

この消費生活相談所というのは県のほうが主体でやられて、市町が場所の提供という形になるんですかね。

それからもう１つ、消費生活の相談の内容ですね、消費生活はいろいろ幅が広いかと思いますけれども、そこら付近のどういう消費生活の中で、こういう問題等々があったらどうぞ御相談においでくださいとか、そういう相談内容の知らせというですかね、ＰＲといいます

か、そういうことはされておられますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

御答弁申し上げます。

県からはお金を町のほうにいただきまして、町のほうで事業的に行っております。

それで、特定非営利活動法人消費生活相談員の会さがというところに委託をいたしまして、そして相談所を開設している、そのような状況でございます。

それで、その内容につきましては、契約トラブルとか、あるいはクーリングオフとか、消費生活に関する一般的な相談を承っているところでございます。

その周知に当たりましては、広報紙で周知を図っております。年度当初に区長さんたちに年間スケジュールを渡しますけど、そのほかには広報紙でＰＲを図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。（仮称）将来のあり方検討委員会についての質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

鳥栖・三養基地域ビジョン首長会による７部会の内容はということで要旨が上がっておりますけれども、この７部会についてお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

まずは進行管理のメンバーの各部会の内容ですけど、部会長となった市町の企画担当課が進行管理担当者として行い、協議内容等については、各事業の会議開催ごとに事業主管課がまとめ、各市町の進行管理担当者は担当部会に参加すると。管理シート等を鳥栖市へ送付し、進捗状況を進行管理委員会で報告というふうな運びで行っております。

部会は７部会ございまして、人事研修部会、安全安心部会、文化・スポーツ部会、企業誘致部会、観光部会、定住促進部会、地域公共交通部会とございます。

まず、人事研修部会でございますが、職員の自治体間交流、また職員の研修の共同実施等、２つの事業を議論しています。

次に、安心安全部会でございますが、防災協定の締結と共同防犯パトロールの２事業を議論しているということでございます。

続いて、文化・スポーツ部会でございますが、文化・スポーツ施設の相互利用事業、また、スポーツを核とした取り組みの拡大を議論しております。

続いて、企業誘致部会でございますが、企業誘致情報の共有を連携して行うための事業を議論しています。

観光部会におきましては、長崎街道を生かしたイベントの実施、また、共同観光ＰＲの体制の構築を事業として検討しております。

定住促進部会におきましては、婚活の共同実施ということで事業を検討しています。

地域公共交通部会では、地域バス事業の相互乗り入れを検討しているところでございます。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

この鳥栖・三養基地域ビジョンの総まとめと申しますか、これにつきましては、いわゆる中身につきましてはお話を聞かせてもらいまして、住民のためのいわゆる広域行政、利便性にあるものというふうになっていくかと思います。この最終まとめと申しますかね、これ公表がいつごろになり、いわゆる成案がいつごろになるものか、見通しでも結構でございますので、そういう目標値があればお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

先ほどの進め方、進行管理の運びについては先ほど申し上げたとおりでございますが、今現在、まだ始まっておりませんで、いつごろにこの成案が出るかということも定かではございません。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。未熟児の対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

碇議員さんの質問であります、本年４月より県から権限移譲されました母子保健法第20条、養育医療の給付に基づき、養育のため、病院または診療所に入院することを必要とする未熟児、出生時体重2,000グラム以下の者に対し、その養育に必要な医療を国、県及び市町で負担する事業の平成25年度分の実績につきまして回答をさせていただきます。

５月末現在での未熟児養育医療給付対象者は、幸いにも該当乳児はいない状況でございます。

今後、申請手続があった場合はどうするかということの問いについてですが、佐賀県未熟児養育医療給付実施要領をもとに県の指導を受け、上峰町養育医療負担金徴収規則及び上峰町未熟児養育医療給付実施要綱を定めまして施行いたしております。

今後、給付申請があった場合は迅速に対応していきたいと考えております。何分初めてですので、申請時点で不明な点があった場合は、県鳥栖保健福祉事務所の指導を仰ぎながら、遺漏がないよう事務手続を進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○４番（碇　勝征君）

今課長のほうからございましたけれども、いわゆる従来は３月までは国、県、市町でそれぞれ負担をし、この養育医療の取り扱いをなされていたということで、４月からは権限移譲

で市町で取り扱いするということで、中身の申請手続については従来どおり変わりはないんですかね。もちろん書式は若干変わるかと思いますけど、本人さんのいわゆる養育医療の申請手続と申しますか、幸いに課長のほうからは５月末現在ではないということであるようでございますけれども、申請手続というのは今回の権限移譲で変わるものかどうか、そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

答弁いたします。

先ほど答弁いたしましたように、佐賀県の権限移譲でございます佐賀県未熟児養育医療給付実施要領に基づいて、上峰町養育医療負担金徴収規則及び上峰町未熟児養育医療給付実施要綱を定めておりますので、県に準じた形となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（碇　勝征君）

いずれにいたしましても、この未熟児の生命体と申しますか、生まれてくる命、生命を守るための施策と思っておりますので、この取り扱いにつきましては、未熟児さんの経緯というのはそれぞれ母体の中に宿った状況の中でございましょうから、ぜひこの辺の取り扱いについてはよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。福祉タクシー券について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡　義行君）

碇議員さんの福祉タクシー券についての答弁をいたします。

この福祉タクシー利用助成券支給につきましては、平成21年10月から開始をしております。支給の対象者は、在宅の障害者で自動車税の減免、自動車取得税の減免または軽自動車税の減免を受けている者は除いて、身体障害者手帳１級または２級の交付を受けた者、知的障害者と判定された療育手帳（A）の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた者が対象でございます。

手続としましては、毎年３月中に支給対象者に次年度の利用券の交付の御案内を郵送で個別通知し、３月の末に庁舎の健康福祉課の窓口のほうで申請してもらい交付をやっております。また、年度途中での随時申請があれば交付もしております。

なお、利用券の交付につきましては、年間36枚を限度といたしまして、１回の乗車で１枚の基本料金620円でございますけれども――の助成でございます。

ここで、提出しております資料の説明をいたしたいと思います。

まず、平成21年度、先ほど言ったように、10月からの開始でございまして、平成21年度は全体で305枚、金額にして189,100円の利用があっております。平成22年度、月別で合計でいきますと年間778枚、482,360円の利用があっております。平成23年度は776枚、481,120円の

利用があっております。平成24年度795枚、492,780円の利用があっております。

なお、平成24年度の月の平均利用枚数的には約66枚でございました。

その表の下段のほうに交付対象者及び交付者数ということで記載しておりますけれども、平成21年度、交付対象者、身体障害者１級で89名のところを、交付者数が26名でございました。身障者２級の対象者が53名で、交付者数が22名、療育手帳（A）の方は17名で、２名の方に交付しております。精神のほうは１級なんですけれども、１人いらっしゃるんですけれども、交付しておりません。21年度合計で160人の対象者で、交付しているのが50名あっております。なお、22年度は147名の対象者数で、交付者数は49名ありました。平成23年度の交付対象者数は156名で、45名の交付をしております。24年度交付対象者数は153名で、交付者数は46名でございます。

なお、各年度おおよそ交付対象者に対しまして約３分の１の方が申請をされ、交付されている状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○４番（碇　勝征君）

ただいま課長のほうから説明をいただきました。

これ限度額はあくまでも620円ということですかね。１回620円どまりということですかね。

23年度の５月を見てみますと、対象者に対して60％の利用者ということで、かなりの利用者がおられるようでございます。22年度の３月には62.5％の方が利用されておるということで、かなりの実績があるようでございます。

課長のほうでこの取り扱いについて、受給手続に来られ、もちろん毎月利用も可能でございましょうけれども、この福祉タクシーについての意見と申しますか、これについての対象者の皆さんの声か何かございましたでしょうかね。

○健康福祉課長（岡　義行君）

直接的に対象者の方について御意見というのは聞いておりませんけれども、年間36枚ということで、平均的に月３枚の、３枚とは限っておりませんけれども、月３枚が平均的な枚数なんですけれども、基本的に利用者の方については月３枚ではどうしても足りないとは思うんですけれども、これもやみくもに交付するわけにもいきませんので、一応近隣町村並みの月３枚ということで考えておりますけれども、今後ともこれで御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

利用者の皆さんにおかれましては、この制度については、私は話を聞いたところ、利用させてもらっておるということで、枚数増のことができないだろうかということも一つございますので、課長のほうから近隣の状況なり、うちの財政状況にもよりましょうけれども、こ

の福祉タクシー券の活用については前向きで取り扱いをしていただきたいということを要望いたしておきます。

終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。御陵公園等の対応経過はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

４番碇議員から御指摘でございますが、かねてからいただいております御意見でございます。御陵公園前のバス停の名称変更することで利用増、また、御陵公園の存在をもっと対外的にＰＲできるのではなかろうかという趣旨で御提案いただいてまいりました。

この間、当該バス事業者にお願いをしたところ、その費用負担について、バスを運行することで今はかなり厳しい運営状況であるということで、費用負担は町費で考えなければいけないということを受けて、昨日、私、５月31日に県庁でございました佐賀県バス対策協議会に出席をしております。このバス対策協議会は、自動車社会の進展で輸送人員の減少が続いており、行政が支援を行うことでバス路線の維持を図るということを目的に事業を行っているわけですけれども、国土交通省から２名の方、九州運輸局の自動車交通部と佐賀運輸支局、また県の交通政策部、佐賀県市長会から１名、佐賀県町村会から私１名、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会から会長１名、佐賀県高等学校ＰＴＡ連合会の代表から１名ということで構成されております。これまで地域移動手段を確保して、高齢者等の交通弱者が地域において安心して暮らせる持続可能な社会を構築するため、地域の移動手段を確保する必要があるという必要性のもと、議論を続けてまいったところでございます。

今、この佐賀県バス対策協議会で実施している事業としましては、車両の購入の補助を行っているということだとか、また、バス路線について、その費用と効果というものを図りながら路線の改編を行っているということでございました。その意見交換の中でいろんな意見が当然出ます。地域のコミュニティーのバスとの接続ができないかとか、いろんな意見が出ますが、最後に私のほうから、地域のランドマークとまで言いませんが、名所みたいな存在の場所というのはあるわけで、その周辺のバス停がいまだに地区の名前だとか、大字の名前だとかで表記されている現状をお伝えし、このバス対策協議会でこうしたところに予算の措置をすることで利用者増、また、佐賀県の魅力をもっと増すための予算措置の検討をお願いしたところでございます。事務局も検討すると言っておりまして、今後、その答えを待つ状況になっているということを申し上げさせて、答弁とさせていただきます。（「もう１つあるでしょう、もう１つ」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

①の項についてはよろしいですか。（「所在地の看板設置の件」と呼ぶ者あり）

この質問の①で、所在地看板設置の件について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

失礼しました。ちょっと答弁漏れございました。

所在地の看板設置ということでございます。この御陵公園は、管理は御陵王墓と違いまして、本町で現在整備をし、行っているという現状はございますが、何分宮内庁の皇室のお墓のこの公園ということで、通常の公園やらと違いましてさまざまな制約があるということでございます。議員の御提案を今受けましたので、検討の必要はあると思っております。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

バス停名称変更の関係につきましてはわかりました。

都紀女加王とか、御陵公園のこの所在地の看板設置につきましては、さきの12月やったですかね、原田課長のほうにお尋ねをしたときに、宮内庁との協議が必要であるということの話があったわけでございますけれども、もちろん看板を設置する場所によって云々ということでございましたので、御陵公園の真ん前であれば、都紀女加王の御陵でございますので、そちらのほうが必要かなと。しかし、御陵公園は町の管理でございますので、これはもちろん都紀女加王の御陵との隣接をしておる関係上、御陵公園の取り扱い、いわゆる変更等につきましても協議が必要になるものかどうかですね。例えば、私は前回申し上げたとおり、県道べたのほうに、北のほうに、いわゆる北茂安久留米線ですか、あのバス停の付近に所在地の看板を上げることについて、この所在地の確認もできるし、公園等々も目達原古墳群、遺跡云々ということもございますので、含めて、私はこの御陵公園なり、御陵の明確化を示すために上げていただきたいということを申し上げておりましたけれども、このことについて、原田課長なり、北島課長のほうで宮内庁との協議というか、つなぎというか、そういうことは現時点はなされてないかあるか、お尋ねします。

○文化課長（原田大介君）

それでは、看板の件について、私のほうからその後の進展といいますか、御報告申し上げたいと思います。

看板の件につきましては、さきの議会でもお答えしましたとおり、都紀女加王墓、陵墓でございますので、それについて、それを取り扱うような説明板、看板等を立てる際には、宮内庁のほうは事前に協議をしという態度でございます。それで、まず皇室のお墓ということではございますので、過度なＰＲ等はされたら困るというような逆の言い方もしているような状況でございます。ですので、どちらにしましても、看板を設置できるということになりましたら、事前に宮内庁のほうに看板の内容と、それから、場所につきましても事前の協議を行って、具体的な設置内容を決めていきたいということを考えております。

以上です。（発言する者あり）

○文化課長（原田大介君）

済みません。説明が足りませんでした。

御陵公園と、それから都紀女加王墓、それの両方をＰＲするような看板の内容になりますと、今先ほど申しましたとおり、宮内庁の事前に協議をという算段になるということでございます。

○町長（武廣勇平君）

いずれにしましても、御陵公園と都紀女加王墓で取り扱い方が違うのか、管理者という立場で設置が可能なのか、御陵公園の御提案だということで受けとめておりますので、今後、協議、検討していきたいと思います。

以上です。

○４番（碇　勝征君）

いずれにいたしましても、上峰町に天皇、皇族の系統のお墓があるということでございますので、ある町民の方の御意見として、天皇家の墓があったのかと、初めて知りましたと、これはもうぜひ知らしめるような形でされたらどうですかという御意見も聞いておりますし、原田課長の話では、過度のＰＲはしちゃいけないような宮内庁からのお話があったということでございますけれども、それは御陵公園の目の前に立てた場合じゃなかろうかと私思うわけですよね。北側の県道べたのほうにすることについてもやはり協議が必要になりますかね。なるということであれば、それは結構でございますけど、まずは上峰町として、この私の意見に対する看板等の設置云々等の御理解をしていただけるかどうかということを十分御協議いただき、私は、せっかくメーン通りの公園でございますので、この所在地のＰＲと申しますか、ここにあるよと、公園ですよというふうなことも踏まえまして、バス停の名称の関係もこれございますので、ぜひ前向きで取り扱いしていただきたいということを強く要望して、この項を終わります。

○議長（大川隆城君）

②の整備された後の利用者への対応については、執行部の答弁いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

御陵公園の整備、老人クラブ連合会に従前はお願いしておりましたツツジの剪定、また周辺の伐採を行っていただいていたものを業者委託しまして、今年度柵も新たに取りかえたということで、その整備のことを指していると思いますが、整備後の利用者への対応ということで、これは議員がカウンターに来ていただいて、開放していただきたいということを受け、期間限定で開放をしてきたところでございます。この柵と入り口につきましては、基本的には伐採をした際の搬入、搬出口という位置づけでございますので、この宮内庁の取り扱う、先ほど原田課長からございましたように、取り扱い方というものは、宮内庁、皇室の御意見をしっかり参酌して行動する必要があるという中で、期間限定であけてきたということでございます。

○４番（碇　勝征君）

確かに整備いただきまして、フェンスなり、２カ所の出入り口、西側のスロープの整備をされたということでございます。確かにあそこは桜とツツジが咲きますので、町長のほうから指示をしていただき、期間限定で開放はありがとうございます。利用者の皆さんもそれなりに理解をいただきました。

ただし、西から出入りするところに疑木の階段があったわけですね。それ外されて、北側の出入り口のほうに流用されておりますけれども、その後、コンクリートで別途、しっかりしたちょっと急勾配があるような状況になっております。やはり年寄りの方もお花見をされますので、あそこに手すりをしていただきたいということが一つあるわけですよ。それから、トイレですね。公園にはやっぱりトイレはつきものであるというふうに思いますので、この利用される皆さんの利便性、いわゆる出入り口に対する箇所の優しさといいますかね、そこら付近の手すりの設置なりをぜひしていただきたい。

それから、西側の入り口の両面に通常は鎖をはめてあるわけですね。軽が入るときに、あそこがぎりぎりいっぱいらしいんですよ。もう少しいずれかを広くしてもらいたかったという声もですね、これはシルバーの方の声でございますけれども、管理する場合に、余りにも狭い両側の支柱であるということで、そこら付近をひとつどちらかを広げていただきたいということと、手すりをつけていただきたい。それから、トイレという強い要望がございます。

公園につきましては、北側についてはフェンスなり、出入り口の２カ所の設置も立派にされておりますので、景観的にも美観的にもきれいになったと思います。

あとは、その後の草がもう既にかなり伸びておりますので、定期的に除草なり、そこら付近の管理もぜひしていただきたいということで、要望と、この除草関係について御答弁いただきたい。

○町長（武廣勇平君）

碇議員からさまざま御提案をいただいております。トイレ、手すり、また、車両の管理をしていただいているシルバー人材センターの方々が出入りしやすい入り口の確保ということでありますが、この議論がなかなか通常の公園やらと違うなと思うのは、やはり先ほど申しました宮内庁の取り扱う関係の皇室のお墓の横の御陵ということで、自由に出入りをですね……

○議長（大川隆城君）

時間が来ましたので、簡潔にお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）続

自由に出入りをするような施設にすべきか。議員は自由に町民の皆様が出入りをされて、この利用増ということでお考えの視点で御提案いただいているわけですが、私が担当課等から聞く限り、この利用者がふえてはいけないという視点もどうもあるようでございますので、

その点をもう一度確認した上で、今御提案いただきました提案が可能なのか、考えていきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

以上で４番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午後４時54分　散会